

# 外部評価 自己評価書

－ 教育の成果 －

－ 教育の質の向上及び改善のためのシステム －

－ 学生支援等 －

平成24年10月

国立大学法人  
上越教育大学



## 目 次

○ 外部評価の実施について	1
○ 外部評価自己評価書	5
I 上越教育大学の現況及び特徴	5
II 目的	6
III 自己評価	
評価基準及び評価基準に係る観点・指標等	9
基準1 教育の成果	11
基準2 教育の質の向上及び改善のためのシステム	23
基準3 学生支援等	31



## ○ 外部評価の実施について

### 1 平成24年度外部評価の実施

国立大学法人上越教育大学（以下、「本法人」という。）では、国立大学法人上越教育大学自己点検・評価規則（平成17年規則第4号）（以下、「自己点検・評価規則」という。）において、外部評価に関し規定している。自己点検・評価規則第2条第4号では、本法人における外部評価を「本学が実施した点検及び評価の結果について、教育活動の質の向上を目指すため、外部の有識者が行う評価をいう。」と定義しており、また、自己点検・評価規則第9条第1項では、「外部評価は、教育に関することについて別に定める外部評価実施要項に基づき外部評価委員会が実施するものとする。」と外部評価の実施方法に関し定めている。

平成24年度に外部評価を実施するため、第121回教育研究評議会（平成24年3月14日開催）で平成24年度国立大学法人上越教育大学外部評価実施要項（以下「外部評価実施要項」という。）（資料A「平成24年度外部評価実施要項」参照）を定めた。また、外部評価委員会は、外部の有識者6名によって組織された。（資料B「外部評価委員会委員名簿」参照）

#### ◎資料A 平成24年度外部評価実施要項

##### 平成24年度 国立大学法人上越教育大学外部評価実施要項

#### 1 趣旨

この要項は、平成24年度に国立大学法人上越教育大学自己点検・評価規則（平成17年規則第4号）第2条第4号に定める外部評価を実施するため、同規則第9条の規定に基づき必要な事項を定める。

#### 2 外部評価の目的

上越教育大学（以下「本学」という。）における教育活動の状況について、外部の有識者により検証を行い、その結果により、本学の教育活動の質の向上を目指すとともに、社会への説明責任を果たすことを目的とする。

#### 3 委員会の設置

- (1) 国立大学法人上越教育大学に外部評価を実施するため、国立大学法人上越教育大学外部評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。
- (2) 委員会は、本学の教育活動に深い理解を有する国，地方公共団体又は高等教育機関等に所属する外部の有識者から、学長が委嘱する委員をもって組織する。
- (3) 委員の任期は、委員として委嘱された日から平成25年3月31日までとする。
- (4) 委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。
- (5) 委員長は、学長の要請に応じて委員会を招集し、その議長となる。
- (6) 委員会は、評価結果を報告書にまとめ、学長に提出する。

#### 4 外部評価の実施項目

外部評価の実施項目は、平成23年度上越教育大学自己点検・評価実施要項第3項第1号に定める本学評価基準に関する状況のうち、次に掲げる事項を中心とする教育に関する内容とする。

- ① 基準第6 教育の成果
- ② 基準第7 教育の質の向上及び改善のためのシステム
- ③ 基準第9 学生支援等

## 5 外部評価の実施方法

- (1) 委員会は、本学が実施した前項に定める自己点検・評価項目に関し、自己評価書及び関係資料等に基づき、検証及び評価を行う。
- (2) 委員会は、前号に定めるほか、必要に応じ施設調査又は授業視察等の実地調査を行う。

## ◎資料B 外部評価委員会委員名簿

国立大学法人上越教育大学外部評価委員会委員名簿		
(敬称省略, 五十音順)		
ふりがな 氏名	現職等	備考
あらい かつひろ 荒井 克博	富山県教育委員会理事	
いべりょういち 井部 良一	全国公立学校教頭会顧問 (川崎市立はるひ野小学校長)	
うすい よしかげ 臼井 嘉一	国士舘大学文学部教授	
くさま としゆき 草間 俊之	新潟県立新潟高等学校長 新潟県高等学校長協会長 (前 新潟県教育委員会次長)	
なかの としあき 中野 敏明	上越市教育委員会教育長	
ほしな のぶあき 星名 信昭	上越教育大学名誉教授	

## 2 外部評価の実施項目と本学の自己点検・評価のプロセス

外部評価の実施項目は、外部評価実施要項第4項に定めてあるとおり、平成23年度上越教育大学自己点検・評価実施要項第3項第1号に定める本学評価基準に関する状況のうち、次に掲げる事項を中心とする教育に関する内容である。

- ① 基準第6 教育の成果
- ② 基準第7 教育の質の向上及び改善のためのシステム
- ③ 基準第9 学生支援等

なお、上記事項に関する本学の自己点検・評価から外部評価の実施までの経過（プロセス）は、以下のとおりである。

時 期	事 項 ・ 内 容 等
平成23年 4月 7日	・各部局（自己点検・評価担当組織）へ、「平成23年度上越教育大学自己点検・評価実施要項」に基づき、「本学基準に関する状況」に係る自己点検・評価の実施と自己点検・評価書の作成の依頼
4月～ 7月	・各部局（自己点検・評価担当組織）において、自己点検・評価の実施と自己点検・評価書の作成作業
7月29日	・各部局（自己点検・評価担当組織）から、自己点検・評価書の提出
8月 5日	・大学評価委員会による自己点検・評価書の検証作業の開始 観点ごとに取組や活動状況等を根拠となる資料・データ等で確認
〔 10月～11月	・各部局（自己点検・評価担当組織）へ、自己点検・評価書に関する確認事項等について書面によりヒアリング
11月30日	・大学評価委員会における自己点検・評価（自己点検・評価書）の作業終了
12月 7日	・大学評価委員会委員長から学長へ、自己点検・評価の結果（自己点検・評価書）を報告
12月14日	・教育研究評議会において、自己点検・評価の結果（自己点検・評価書）を審議
平成24年 1月18日	・学長が、自己点検・評価の結果（自己点検・評価書）を決定 ・各部局（自己点検・評価担当組織）及び監事へ、自己点検・評価の結果（自己点検・評価書）を報告
3月14日	・教育研究評議会において、「平成24年度国立大学法人上越教育大学外部評価実施要項」を決定
6月14日	・外部評価の実施の決定及び外部評価委員の委嘱
10月 1日	・第1回国立大学法人上越教育大学外部評価委員会の開催（予定）

注) **ゴシック体**は、外部評価に関する事項・内容等

### 3 外部評価に係る自己評価書

本法人における外部評価は、外部評価実施要項第5項第1号に規定されているように、前年度（平成23年度）に本法人が実施した自己点検・評価項目に関し、自己評価書及び関係資料等に基づき、検証及び評価を行うものである。

従って、自己評価書及び関係資料等は、当時のもの（内容）が基本となっていることをご了承願いたい。また、実施項目については、整理上、以下のとおり表記することとした。

「外部評価実施要項」上の表記	→	「自己評価書」上の表記
基準第6 教育の成果	→	基準第1 教育の成果
基準第7 教育の質の向上及び改善のためのシステム	→	基準第2 教育の質の向上及び改善のためのシステム
基準第9 学生支援等	→	基準第3 学生支援等





## ○ 外部評価自己評価書

### I 上越教育大学の現況及び特徴

#### 1 現況

(1)大学名 上越教育大学

(2)所在地 新潟県上越市

(3)学部等の構成

学部：学校教育学部

研究科：学校教育研究科(修士課程, 専門職学位課程),  
兵庫教育大学大学院連合学校教育学研究科(博士課程)

附置研究所：なし

関連施設：附属図書館, 学校教育実践研究センター, 保健管理センター, 情報メディア教育支援センター,  
心理教育相談室, 特別支援教育実践研究センター, 附属小学校, 附属中学校, 附属幼稚園

(4)学生数及び教員数(平成24年5月1日現在)

学生数：学部 686人, 大学院(修士課程) 580人, 大学院(専門職学位課程)132人

専任教員数：169人

#### 2 特徴

上越教育大学は、学校教育に関する理論的かつ実践的な教育研究を推進するために、昭和53年10月に開学した、いわゆる「新構想の教育大学」である。学校教育教員には教科に関する専門的な学力はもちろんのこと、教育者としての使命感、人間愛に支えられた広い一般教養、教育の理念・方法及び人間の成長や発達についての深い理解、優れた教育技術等専門職としての高度な資質能力が必要不可欠である。本学は、これらの要請に積極的に応えるため、教育の最も基本を形成する初等教育教員の養成を行う学部と、初等中等教育諸学校教員に研究・研鑽の機会を提供する大学院(修士課程)を備えた「教員に開かれた大学院を中心とする新しい大学」として創設された。

また、平成8年4月には、本学、兵庫教育大学、鳴門教育大学及び岡山大学を構成大学とする「兵庫教育大学大学院連合学校教育学研究科(博士課程)」が教員養成系大学・学部としては初めて設置された。

さらに、平成20年4月には、教職大学院の発足に合わせ、大学院学校教育研究科に専門職学位課程(教職大学院)を設置した。

学部は、このような新構想の理念に基づき、特に1年次から4年次までの系統的で体系的な教育実習や、専門セミナー等に代表される少人数教育システムの導入をはじめ、教育実践力の育成強化のための様々な教育活動を展開しており、本学独自の内容と方法を誇っている。

大学院(修士課程)は、上記の設置の趣旨に基づき、主として初等中等教育の実践に関わる高度な総合的・専門的研究能力を育成し、学校教育の場における教育研究の推進者を養成することを目的としている。

大学院(専門職学位課程)は、教職に関する精深な学識を身につけ、教育現場に生起する問題や事象について即時的に判断し、対応する力量を有する教育者を育成することを目的としている。

大学院(博士課程)は、各構成大学大学院(修士課程)の実績を踏まえつつ、学校教育における教育活動と教科の教育に関する実践的研究を行い、この分野における研究者と指導者を養成することを目的としている。

このように、本学は、新構想の教育大学であること、学部、大学院修士課程、大学院専門職学位課程及び博士課程を擁する教育総合大学としての体制を整えていることが、特徴である。

## II 目的

本学は、優れた実践力を備えた教員を養成するとともに、現職教員の研修を通じてその資質向上を図ることを使命とする大学であり、『上越教育大学憲章』には、以下のとおり定めている。

### 大 学 憲 章

(平成21年3月19日制定)

上越教育大学は、人類の福祉及び文化と学術の発展に貢献する大学の普遍的使命を自覚し、教員の養成と再教育を担い教育に関する先端的な研究を進める大学として更に飛躍するため、ここに上越教育大学憲章を定めます。

上越教育大学は、教育者としての「使命感」・「人間愛」・「創造力」を有する教員の養成を目指します。

上越教育大学は、自然や歴史、文化に恵まれ、教育に対する深い理解と愛情を有するこの文教の地において「地域に根ざした教員養成」を実現します。

#### 教育の目標

- ・ 教育の理念・方法及び人間の成長や発達についての理解、優れた教育技術を持った教員を養成します。
- ・ 学生の個性を尊重し、個に応じたきめ細かな教育研究指導を行います。
- ・ 現職教員と教職を志す学生が共に学ぶことができる場を提供し、教育実践力の育成に努めます。

#### 研究の目標

- ・ 学校教育にかかる諸科学において、理論研究と実践研究の融合を目指し、先進的で学際的な研究を推進します。
- ・ 教育現場の課題に立脚し、教育現場に根ざした研究を推進します。

#### 社会への貢献

- ・ 地域の優れた教育環境を活かし、国内はもとよりアジア、世界に向けて教育研究成果を発信します。
- ・ 学術文化の中心として、教育研究成果を社会に還元し、地域と共に学びの場を創造します。
- ・ 海外の高等教育機関と連携し、国際的な教師教育の充実と発展に寄与します。

#### 大学運営の基本

- ・ 全ての大学構成員が、相互の人格を尊重し、その個性と能力を最大限発揮できるよう安全で快適な学園環境を創造します。
- ・ 開かれた大学として、教育・研究・運営に関わる情報の公開に努め、社会に対する説明責任を果たします。

また、大学憲章の実現に向け、第2期中期目標期間における主要目標として前文に以下のとおり掲げている。

#### 中期目標の前文

本学は、新構想の教育大学として設立された創設の趣旨を踏まえ、かつ、大学憲章で示されている本学の基本的使命と目標の実現に向けて、大学院を中心とした学校教育における高度専門職業人養成を基軸に、第2期中期目標として、次の主要目標を掲げる。

- ① 確実に教職への道を達成できる広域全国型大学としての期待に応える教育指導の更なる充実と修学条件の整備
- ② 時代的・政策的課題である大学院(修士課程及び専門職学位課程)レベルでの教員養成と再教育の先導的取組
- ③ 学校教育や地域文化等に関する全国的及び地域的重要課題への積極的取組
- ④ 国際的視野をもった学校教育に関する共同研究の推進
- ⑤ 研究の活性化の組織的取組と若手研究者の育成
- ⑥ 教育研究成果の積極的公開等の奨励方策による教育系拠点大学としての地歩の向上確立
- ⑦ 人権及び男女共同参画の尊重と個性活用による教職員の使命達成意欲の向上と組織活性化の取組

以上に示した具体的目標のもとで、本学は、優れた実践力を備えた教員の養成を行うと同時に、現職教員に対する質の高い研修を提供する、教員養成系大学を目指している。



## Ⅲ 基準ごとの自己評価

## 評価基準及び評価基準に係る観点・指標等

評価基準		評価基準に係る観点・指標			
1	教育の成果	1-1	教育の目的において意図している、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等に照らして、教育の成果や効果が上がっていること。	1-1-①	大学として、その目的に沿った形で、教養教育、専門教育等において、課程に応じて、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等についての方針が明らかにされており、その達成状況を検証・評価するための適切な取組が行われているか。
				1-1-②	各学年や卒業（修了）時等において学生が身に付ける学力や資質・能力について、単位取得、進級、卒業（修了）の状況、資格取得の状況等から、あるいは卒業（学位）論文等の内容・水準から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。
				1-1-③	学生の授業評価結果等から見て、大学が編成した教育課程を通じて、大学の意図する教育の効果があつたと学生自身が判断しているか。
				1-1-④	教育の目的で意図している養成しようとする人材像等について、就職や進学といった卒業（修了）後の進路の状況等の実績や成果について定量的な面も含めて判断して、教育の成果や効果が上がっているか。
				1-1-⑤	卒業（修了）生や、就職先等の関係者から、卒業（修了）生が在学時に身に付けた学力や資質・能力等に関する意見を聴取するなどの取組を実施しているか。また、その結果から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。
2	教育の質の向上及び改善のためのシステム	2-1	教育の状況について点検・評価し、その結果に基づいて改善・向上を図るための体制が整備され、取組が行われており、機能していること。	2-1-①	教育の状況について、活動の実体を示すデータや資料を適切に収集し、蓄積しているか。
				2-1-②	学生の意見の聴取（例えば、授業評価、満足度評価、学習環境評価等が考えられる。）が行われており、教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映されているか。
				2-1-③	学外関係者（例えば、卒業（修了）生、就職先等の関係者が考えられる。）の意見が、教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映されているか。
				2-1-④	評価結果を教育の質の向上、改善に結び付けられるようなシステムが整備され、教育課程の見直しや教員組織の構成への反映等、具体的かつ継続的な方策が講じられているか。
				2-1-⑤	個々の教員は、評価結果に基づいて、それぞれの質の向上を図るとともに、授業内容、教材、教授技術等の継続的改善を行っているか。
		2-2	教員、教育支援者及び教育補助者に対する研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われていること。	2-2-①	ファカルティ・ディベロップメントについて、学生や教職員のニーズが反映されており、組織として適切な方法で実施されているか。
				2-2-②	ファカルティ・ディベロップメントが、教育の質の向上や授業の改善に結びついているか。
				2-2-③	教育支援者や教育補助者に対し、教育活動の質の向上を図るための研修等、その資質の向上を図るための取組が適切になされているか。

評価基準		評価基準に係る観点・指標			
3	学生支援等	3-1	学習を進める上での履修指導が適切に行われていること。また、学生相談・助言体制等の学習支援が適切に行われていること。	3-1-①	学士課程の授業科目や専修・コースの選択の際のガイダンスが、適切に実施されているか。
			3-1-②	大学院修士課程の授業科目の選択の際のガイダンスが、適切に実施されているか。	
			3-1-③	学習相談、助言（例えば、オフィスアワーの設定等が考えられる。）が適切に行われているか。	
			3-1-④	学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されているか。	
			3-1-⑤	特別な支援が必要と考えられる者（例えば、留学生、社会人学生、障害を持つ学生等が考えられる。）への学習支援が適切に行われているか。	
	3-2	学生の自主的学習を支援する環境が整備され、機能していること。また、学生の活動に対する支援が適切に行われていること。	3-2-①	自主的学習環境（例えば、情報機器室、院生研究室等が考えられる。）が十分に整備され、機能しているか。	
			3-2-②	学生のサークル活動や自治活動等の課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われているか。	
	3-3	学生の生活や就職、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が適切に行われていること。	3-3-①	学生の健康相談、生活相談、進路相談、各種ハラスメントの相談等のために、必要な相談・助言体制（例えば、保健管理センター、学生相談室、就職支援室等が考えられる。）が整備され、機能しているか。	
			3-3-②	特別な支援を行うことが必要と考えられる者（例えば、留学生、障害を持つ者等が考えられる。）への生活支援等が適切に把握されているか。	
			3-3-③	生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されているか。	
			3-3-④	学生の経済面の援助（例えば、奨学金（給付、貸与）、授業料免除等が考えられる。）が適切に行われているか。	

## 基準1 教育の成果

- 1 基準1-1：教育の目的において意図している、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等に照らして、教育の成果や効果が上がっていること。

### (1) 観点・指標ごとの分析

観点1-1-①：大学として、その目的に沿った形で、教養教育、専門教育等において、課程に応じて、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等についての方針が明らかにされており、その達成状況を検証・評価するための適切な取組が行われているか。

#### 【観点・指標に係る状況】

上越教育大学の教育目的は、「上越教育大学学則」（別添資料1-1-①-1）において、学部、大学院ごとに明確に記載されており、「大学憲章」（別添資料1-1-①-2）においても、教育者としての「使命感」・「人間愛」・「創造力」を有する教員の養成を目的とすることが明記されている。養成しようとする人材等についての方針に関しては、「上越教育大学教育課程の編成方針（カリキュラム・ポリシー）」（別添資料1-1-①-3）において、学部、大学院ごとに体系的な教育課程編成の目標が記され、「上越教育大学学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）」（別添資料1-1-①-4）によって、学士課程、修士課程、専門職学位課程ごとに、学修の成果に係る評価の基準と、卒業・修了認定の基準が定められている。

学部における教養教育、専門教育等の課程編成は、上越教育大学学校教育学部履修規程（別添資料1-1-①-5）第7条に示されている通り、初等教育教員に総合的に求められる資質能力を培う科目として、人間教育学関連科目、相互コミュニケーション科目、ブリッジ科目、教育実践科目を履修し、教職実践演習科目、専門科目、卒業研究を通じて、専修・コースごとに教職の専門性を深めるカリキュラム編成になっている。その学修成果を確認する具体的項目と到達目標を示したものとして、「上越教育大学スタンダード」（別添資料1-1-①-6）があり、使命感や責任感、教育的愛情に関する事項、社会性や対人的能力に関する事項、幼児児童生徒理解や学級経営等に関する事項、教科等の指導力に関する事項ごとに、4段階の到達目標を設定し、各学生の学修成果をチェックすることが可能になっている。また、「上越教育大学スタンダードに準拠させて設定した教科のルーブリック及び知識・理解・技能等」（別添資料1-1-①-7）においては、小中学校の教科・学年ごとに、教員になる上で学生が修得すべき知識・理解・技能等の一覧（ルーブリック）が作成されている。

平成21年度入学者からは、「教職キャリアファイル」（別添資料1-1-①-8）が学生に配付され、初年次教育、教育実地研究、初等教育実習、教職実践演習を通じて、各学生が入学から卒業まで継続して「教職キャリアファイル」を作成し、教員が確認することにより、上越教育大学スタンダードに基づく教育の達成状況を検証・評価するための取組が行われている。

以上の達成状況を検証・評価する組織として大学評価委員会がある。本委員会では、「国立大学法人上越教育大学自己点検・評価規則」（別添資料1-1-①-9）及び「国立大学法人上越教育大学大学評価委員会規程」（別添資料1-1-①-10）に示された手続きに従い、中期目標に係る教育内容及び教育の成果等に関する目標の達成状況を関係部局に自己点検・評価させ、これを統括している。

また、平成13年度より一部の学生を対象として「学生による授業評価アンケート」を実施し、平成15年度より全学生を対象として実施している。平成17年度からは授業で得られた成果等に関する項目も設定している。

## 【分析結果とその根拠理由】

上記の観点・指標は、「国立大学法人上越教育大学中期目標」(別添資料 1-1-①-11)における教育に関する目標と合致するものであり、特に学校教育に関する臨床的研究の成果に基づいて、時代や社会の要請に応える教育実践力の育成を図るものとなっている。また、「国立大学法人上越教育大学中期計画」(別添資料 1-1-①-12)に記されたように、特色GPの成果である上越教育大学スタンダードを踏まえ、学生が各学年・卒業までに身に付けるべき能力を明確にし、それらに基づいたカリキュラムの改善を図るものになっている。

特に、上越教育大学スタンダードに準拠したルーブリックの作成は、「平成23年度国立大学法人上越教育大学年度計画」(別添資料 1-1-①-13)に記された、現行カリキュラムの検証および充実・改善に資するものになっており、また、「教職キャリアファイル」の取組は、カリキュラムの改善と就職相談・指導を結びつけた教育達成の検証・評価を行うものになっている。

周知のように、上越教育大学は、昭和49年の新構想の教員養成大学等に関する調査会「教員のための新しい大学・大学院の構想について」(報告)に基づいて創設され、同報告で述べられた内容がほぼそのまま上越教育大学の教育目的や方針として定められている。新構想教員養成大学という創設の趣旨に基づき、学生が身に付ける学力、資質・能力を養成しようとする人材像等についての方針が明確に定められ、それを実現するためにカリキュラムを改善し、教育の達成状況を評価・検証する取組が着実に進展しているものと判断できる。

**観点 1-1-②：各学年や卒業（修了）時等において学生が身に付ける学力や資質・能力について、単位取得、進級、卒業（修了）の状況、資格取得の状況等から、あるいは卒業（学位）論文等の内容・水準から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。**

## 【観点・指標に係る状況】

学生の学力、資質・能力について、平成17～22年度の「教員免許状取得状況」(別添資料 1-1-②-1)によれば、学部学生の教員免許取得数はほぼ安定的に推移しており、大半の卒業生が小学校教諭一種免許状のみならず、複数免許を取得している。大学院学生においては、平成17年度より教育職員免許取得プログラムが導入されたことにより、教員免許取得数が増加しており、平成22年度修了者では小学校教諭専修免許状取得数が100を超えるに至り、全免許状の合計取得数は500に迫るまでになっている。

平成19～22年度の「単位修得状況」(別添資料 1-1-②-2)においては、学部学生ではS評価を取得する比率が高まる一方で、平成22年度はC評価8.4%、D評価1.6%、合計10%に達しており、成績の二極化傾向が進んでいる可能性がある。大学院生はS評価とA評価の比率が高いものの、平成22年度はC評価3.8%、D評価1.3%となり、合わせて5%を超えるに至っている。

平成19～22年度の「進級・卒業・修了状況、休学・退学状況」(別添資料 1-1-②-3)においては、進級・卒業・修了率は良好に推移しており、休学・退学者数も目立って増加している傾向はみられない。平成19～22年度の「卒業論文・修士論文判定状況」(別添資料 1-1-②-4)においても、未提出者・不合格者は毎年1桁内の人数に留まっている。



## 【分析結果とその根拠理由】

上記の観点・指標において、教員免許取得、単位修得、進級、卒業（修了）、休学・退学状況、卒業論文・修士論文判定のいずれからみても、大部分の学生が入学後に学業面で離脱することなく教員免許を取得して卒業・修了に至っていることから、教育の高い水準を維持していると判断することができる。

特に、大学院で教育職員免許取得プログラムが導入された後、教員免許取得数が順調な増加を示すに至っており、量的な拡大を伴いながらも学生が身に付ける学力や資格・能力について、教育の成果・効果が上がっていると判断できる。「平成22年度上越教育大学大学院学位論文等発表会開催情報」（別添資料1-1-②-5）をみても、全てのコースと科目群において、修士論文発表会または学修成果発表会等が実施されており、大学院での学修成果の積極的な公開がなされ、教育の成果・効果を維持向上させることに寄与している。

他方、学生の単位修得状況では、良好な成績で単位修得するケースが増える一方で、C評価、D評価の比率もわずかながら上昇する傾向がみられる。教員による成績評価の厳格化を受けて一概に学生の学力・能力水準に低下が生じているとは即断できないものの、成績優良者と不振者の間で二極化傾向が進んでいる可能性も考えられる。

観点1-1-③：学生の授業評価結果等から見て、大学が編成した教育課程を通じて、大学の意図する教育の効果があったと学生自身が判断しているか。

## 【観点・指標に係る状況】

毎年度、各授業科目ごとに実施した「学生による授業評価アンケート」調査の設問のうち、大学の意図する教育の効果を学生がどう判断しているかを図る指標として考えられる4項目、すなわち「この授業で、この分野における新しい知識、手法、技能等を修得することができましたか。」、「この授業目標は、明確でしたか。」、「この授業は、興味深い授業内容でしたか。」、及び「あなたは、総合的にこの授業に満足していますか。」については、全科目の5段階評価の平均値から判断するとすべて4.0以上となっている。（資料1-1-A「学生による授業評価アンケート集計結果（学部）」、資料1-1-B「学生による授業評価アンケート集計結果（大学院）」参照）

資料1-1-A 学生による授業評価アンケート集計結果（学部）

アンケート事項	5段階評価の平均値		
	19年度	20年度	21年度
③この授業で、この分野における新しい知識、手法、技能等を修得することができましたか。	4.09	4.14	4.13
⑪この授業目標は、明確でしたか。	4.03	4.07	4.08
⑭この授業は、興味深い授業内容でしたか。	4.11	4.13	4.16
⑮あなたは、総合的にこの授業に満足していますか。	4.05	4.08	4.12

資料1-1-B 学生による授業評価アンケート集計結果（大学院）

アンケート事項	5段階評価の平均値		
	19年度	20年度	21年度
③この授業で、この分野における新しい知識、手法、	4.45	4.55	4.55

技能等を修得することができましたか。			
⑩ この授業目標は、明確でしたか。	4.46	4.52	4.47
⑪ この授業は、興味深い授業内容でしたか。	4.51	4.59	4.56
⑫ あなたは、総合的にこの授業に満足していますか。	4.44	4.52	4.50

### 【分析結果とその根拠理由】

平成19年度から平成21年度まで実施した学生による授業評価アンケートの結果では、「知識・手法・技能の修得」、「授業の意義」、「興味・関心の拡大」、及び「満足度」の4項目について、学部及び大学院ともに評価が4.0以上と高い評価を得ていることから、教育の成果や効果があったと学生自身が判断していると考えられる。

**観点1-1-④**：教育の目的で意図している養成しようとしている人材像等について、就職や進学といった卒業（修了）後の進路の状況等の実績や成果について定量的な面も含めて判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

### 【観点・指標に係る状況】

卒業（修了）後の進路状況等からみた実績や成果について、平成17～22年度の学部・大学院における「教員採用試験受験・合格状況（公立学校）」（別添資料1-1-④-1）をみると、学部学生では卒業見込者数に対する受験者数の割合（受験率）が3分の2程度で推移しており、平成22年度（65%）は前年度（72%）に比べてやや低下したものの、受験者数に対する合格者数の比率（合格率）においては、平成22年度（45%）は前年度（23%）よりも20ポイント以上上昇している。

現職教員を除く大学院生においては、平成17年度以降の教育職員免許取得プログラム導入に伴って、受験者数が平成17年度59人から、平成22年度192人へと大幅に増加したが、2年次以上の学生数に対する受験率は60%前後、合格率は30%前後で推移しており（合格者数は平成17年度の13名から平成22年度の59名へと増加している）、修了者数と受験者数の量的拡大にかかわらず比較的安定した教員採用結果となっている。

平成17～22年度の「教員就職状況」（別添資料1-1-④-1）からは、学部学生においては、各年度ごとの正規雇用と臨時雇用を合わせた教員就職者数は100名前後であり、その卒業生数に対する比率は60%前後で推移している。現職教員を除く大学院生においては、平成17年度から導入された教育職員免許取得プログラムの影響もあり、教員就職者数は平成17年度の45名から平成22年度の139名へと大幅に増加し、その修了者数に対する比率も平成17年度47%から平成22年度70%にまで増加するに至っている。

「平成21年度卒業者の就職状況」（別添資料1-1-④-2）及び「平成22年度卒業者の就職状況」（別添資料1-1-④-3）をみると、学部学生においては教員就職者のうち、小学校に就職した者が平成21年度66名から平成22年度75名へと増加した一方で、中学校に就職した者が減少している。教員就職者以外では、企業・官公庁に就職した者が平成21年度26名から平成22年度33名へとやや増加し、進学者とその他（未就職等）の者が減少している。

「平成21年度修了者（現職教員を除く）の就職状況」（別添資料1-1-④-4）及び「平成22年度修了者（現職教員を除く）の就職状況」（別添資料1-1-④-5）をみると、現職教員を除く大学院生においては、教員就職者のうち、小学校に就職した者が平成21年度66名から平成22年度80名へと増加し、中学校・中等教育学校・高等学校に就職した者が平成21年度41名から22年度は44名へと増加している。教員就職者以外では、企業・官公庁に就職した者が平成21年度30名から平成22年度20名へと減少した一方で、その他（未

就職者等)の者が平成21年度20名から平成22年度32名へと増加している。

### 【分析結果とその根拠理由】

卒業生・修了生の就職状況に関しては、当該年度の就職市場の需給関係によって変動が生じるが、教員採用試験の受験率と合格率において、学部・大学院とも一貫した増減の傾向はみられない。

教員就職率は、学部学生に関しては、60%前後と一定の状況で推移しており、大学院生に関しては、学生数及び受験者数の増加にかかわらず、比較的良好な教員就職状況がみられ、その意味で教育の成果・効果が上がっていると判断できる。

観点1-1-⑤：卒業（修了）生や、就職先等の関係者から、卒業（修了）生が在学中に身に付けた学力や資質・能力等に関する意見を聴取するなどの取組を実施しているか。また、その結果から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

### 【観点・指標に係る状況】

本学が、教育の成果等について、卒業生・修了生やその就職先等から意見を聴取する取組としては、次の3つの取組があげられる。

第1の取組は、「新潟県教育委員会、新潟市教育委員会及び国立大学法人上越教育大学との連携推進協議会の設置」である。

本協議会は、新潟県教育委員会、新潟市教育委員会及び国立大学法人上越教育大学の3者が連携協力に努め、教員の資質・能力及び新潟県の教育力向上を図ることを目的として、平成22年3月に設置されたものである。（資料1-1-C「協議会設置に関する覚書」参照）

資料1-1-C 協議会設置に関する覚書

新潟県教育委員会、新潟市教育委員会及び国立大学法人上越教育大学との連携推進協議会  
設置に関する覚書

新潟県教育委員会、新潟市教育委員会及び国立大学法人上越教育大学が連携協力に努め、教員の資質・能力及び新潟県の教育力向上を図ることを目的として、新潟県教育委員会、新潟市教育委員会及び国立大学法人上越教育大学連携推進協議会（以下「協議会」という。）を設置するものとする。

（協議事項）

第1条 協議会は、次の各号に掲げる事項について協議する。

- (1) 教員の資質・能力の向上のための取組に関する事項
- (2) 新潟県の教育力向上のための取組に関する事項
- (3) 学校教育上の諸課題への対応に関する事項
- (4) その他

（構成）

第2条 協議会は、協議内容に応じて、新潟県教育委員会教育長、新潟市教育委員会教育長及び国立大学法人上越教育大学長がそれぞれ指名した所属職員をもって構成する。

（議長）

第3条 協議会の議長は、国立大学法人上越教育大学長とする。

(会議)

第4条 協議会は、定期に開催し、必要に応じ臨時に開催することができる。

2 協議会は、必要に応じて構成員以外の者を出席させることができる。

(専門部会)

第5条 協議会に、必要に応じて専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、新潟県教育委員会、新潟市教育委員会及び国立大学法人上越教育大学から、それぞれ選出された者をもって組織する。

3 専門部会に関し必要な事項は、協議会が別に定める。

以上を合意した証として、本書3通を作成し、署名押印の上、各々1通を所持する。

平成22年3月15日

新潟県教育委員会教育長 (署名, 印)

新潟市教育委員会教育長 (署名, 印)

国立大学法人上越教育大学長 (署名, 印)

同協議会は、年2回の開催を原則とし、平成23年7月までに3回の協議会が開催された(資料1-1-D「協議会開催状況」参照)。協議会においては、両教育委員会から、現場復帰又は新規採用された卒業・修了生の状況や大学の教育への要望・意見等について協議が行われた。議事内容の詳細は、「新潟県教育委員会、新潟市教育委員会及び国立大学法人上越教育大学との連携推進協議会議事要旨(第1回～第3回)」(別添資料1-1-⑤-1)のとおりである。

資料1-1-D 協議会開催状況

回数	期日	出席者
第1回	平成22年4月20日(火)	<新潟県教育委員会> 教育長ほか5名出席 <新潟市教育委員会> 教育長ほか4名出席 <上越教育大学> 学長ほか5名出席
第2回	平成23年1月25日(火)	<新潟県教育委員会> 教育次長ほか4名出席 <新潟市教育委員会> 教育長ほか4名出席 <上越教育大学> 学長ほか10名出席
第3回	平成23年5月24日(火)	<新潟県教育委員会> 教育次長ほか4名出席 <新潟市教育委員会> 教育長ほか4名出席 <上越教育大学> 学長ほか10名出席

第2の取組は、「教員の資質能力の向上に係る基礎的調査(文部科学省委託事業)」である。

文部科学省では、教員の資質能力と現在行われている教員養成・採用・研修の効果等との関係を実証的に調査・分析することを目的に「教員の資質能力の向上に係る基礎的調査」を実施している。本学は、平成21年度及び平成22年度に同省が行った調査事業(平成21年度においては「教員の資質能力追跡調査」の事業名称)の公募に応募し、調査テーマ「時代や地域のニーズに応じた教員の資質能力に関する追跡調査」(調査対象学校種:小学校)が採択され、同省の委託事業として、2か年にわたり調査事業を実施した。

本調査は、平成22年3月に本学学校教育学部を卒業し、小学校教員に就職した者を対象とし、大学在学

中の学修や諸活動が就職後の教育活動にどのように活かされているかを検証し、大学における学修内容等と教員就職後の評価等との関係について分析・考察を行うものである。また、これらの調査により、大学の教育課程や各種の支援・指導・諸活動が教員の資質能力形成に与える影響や有効性を把握し、本学における教員養成の改善を図ることを目的としている。

調査は、平成21年度からの3年間における追跡調査として計画され、1年目は大学4年生を対象に教員採用選考試験結果と大学における学業成績等との比較を行い、2・3年目は大学の学修内容等と教員としての評価との比較、及び教育現場や初任者研修等における経験内容と教員としての評価との比較を行うものである。

調査に当たっては、就職委員会委員長を調査責任者とし、教務、教育実習、学生、就職の各委員会委員及び学部4年次クラス担当教員等によるワーキンググループを学内に設置し、調査実施方法の検討、アンケート調査等の実施及び調査結果の分析を担当している。また、近隣の新潟県、新潟市、富山県、石川県及び長野県の各教育委員会の協力を得て、追跡調査を実施している。

平成21年度調査においては、学校教育学部4年生を対象に、学業成績及び教員採用試験受験結果の調査、並びに調査用紙によるアンケート調査を行った。調査の詳細は、「教員の資質能力追跡調査 中間報告書（平成22年3月）」（別添資料1-1-⑤-2，資料1-1-E「平成21年度教員の資質能力追跡調査事業アンケート対象者及び回答者の内訳（平成22年1月実施）」，資料1-1-F「平成21年度アンケート調査結果（大学の授業に関する質問について、抜粋）」参照）のとおりである。

資料 1-1-E 平成21年度教員の資質能力追跡調査事業アンケート対象者及び回答者の内訳（平成22年1月実施）

	調査対象者	アンケート回答者
小学校教員採用試験受験者	110人	109人
合格者	24人	24人
不合格者	86人	85人
非受験者（他校種受験者を含む。）	71人	66人
計	181人	175人（回答率：96.7%）

資料 1-1-F 平成21年度アンケート調査結果（大学の授業に関する質問について、抜粋）

【質問 1】あなたが大学の授業で学んだ内容は、教員や企業等の採用試験において役に立ちましたか。

① 小学校の各教科に関する科目（1年次、ブリッジ科目 I）について

	合格者	不合格者	非受験者	全体（比率）
ア 大いに役立った。	1	3	3	7（4.0%）
イ 多少役立った。	6	35	24	65（37.1%）
ウ あまり役立たなかった。	14	35	25	74（42.3%）
エ 全く役に立たなかった。	3	12	14	29（16.6%）

② 小学校の各教科の指導法に関する科目（3年次）について

	合格者	不合格者	非受験者	全体（比率）
ア 大いに役立った。	1	15	11	27（15.5%）
イ 多少役立った。	18	48	35	101（58.0%）
ウ あまり役立たなかった。	5	18	15	38（21.8%）
エ 全く役に立たなかった。	0	3	5	8（4.6%）

③ その他の教職に関する科目（教育実習を除く）について

	合格者	不合格者	非受験者	全体（比率）
ア 大いに役立った。	3	11	7	21（12.1%）
イ 多少役立った。	10	45	37	92（53.2%）
ウ あまり役立たなかった。	11	24	17	52（30.1%）
エ 全く役に立たなかった。	0	4	4	8（4.6%）

④ 上記①～③以外の授業科目について

	合格者	不合格者	非受験者	全体（比率）
ア 大いに役立った。	2	5	8	15（8.7%）
イ 多少役立った。	7	48	34	89（51.4%）
ウ あまり役立たなかった。	13	29	21	63（36.4%）
エ 全く役に立たなかった。	1	3	2	6（3.5%）

【質問 2】あなたが大学の授業で学んだ内容は、自分の将来に役立つと思いますか。

	合格者	不合格者	非受験者	全体（比率）
ア 大いに役立つと思う。	1	11	16	28（16.0%）
イ 多少役立つと思う。	16	53	42	111（63.4%）
ウ あまり役立たないと思う。	7	20	5	32（18.3%）
エ 全く役に立たないと思う。	0	1	3	4（2.3%）

平成22年度調査においては、平成22年3月に本学学校教育学部を卒業し、小学校教員に就職した者（正規採用教員と臨時採用教員の両者を含む）63人を対象に、調査用紙によるアンケート調査を行った。調査の詳細は、「教員の資質能力の向上に係る基礎的調査 中間報告書（平成23年3月）」（別添資料1-1-⑤-3、資料1-1-G「平成22年度教員の資質能力の向上に係る基礎的調査アンケート対象者及び回答者の内訳（平成23年1月実施）」、資料1-1-H「平成22年度アンケート調査結果（大学の授業に関する質問について、抜粋）」参照）のとおりである。

資料1-1-G 平成22年度教員の資質能力の向上に係る基礎的調査アンケート対象者及び回答者の内訳  
（平成23年1月実施）

	調査対象者	アンケート回答者
小学校に勤務する者（正規採用）	25人	25人
〃（臨時採用）	38人	37人
計	63人	62人（回答率：98.4%）

資料1-1-H 平成22年度アンケート調査結果（大学の授業に関する質問について、抜粋）

【質問1】あなたが大学の授業で学んだ内容は、現在の教育活動において役に立っていますか。

① 小学校の各教科に関する科目（1年次、ブリッジ科目I）について

	正規教員		臨採教員		全 体	
ア 大いに役立っている。	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
イ 多少役立っている。	8	32.0%	13	37.1%	21	35.0%
ウ あまり役立っていない。	14	56.0%	17	48.6%	31	51.7%
エ 全く役に立っていない。	3	12.0%	5	14.3%	8	13.3%

② 小学校の各教科の指導法に関する科目（3年次）について

	正規教員		臨採教員		全 体	
ア 大いに役立っている。	2	8.0%	3	8.6%	5	8.3%
イ 多少役立っている。	14	56.0%	19	54.3%	33	55.0%
ウ あまり役立っていない。	7	28.0%	12	34.3%	19	31.7%
エ 全く役に立っていない。	2	8.0%	1	2.9%	3	5.0%

③ その他の教職に関する科目（教育実習を除く）について

	正規教員		臨採教員		全 体	
ア 大いに役立っている。	1	4.0%	6	16.7%	7	11.5%
イ 多少役立っている。	13	52.0%	14	38.9%	27	44.3%
ウ あまり役立っていない。	7	28.0%	16	44.4%	23	37.7%
エ 全く役に立っていない。	4	16.0%	0	0.0%	4	6.6%

④ 上記①～③以外の授業科目について

	正規教員		臨採教員		全 体	
ア 大いに役立っている。	5	20.0%	6	16.7%	11	18.0%
イ 多少役立っている。	8	32.0%	13	36.1%	21	34.4%
ウ あまり役立っていない。	10	40.0%	15	41.7%	25	41.0%
エ 全く役に立っていない。	2	8.0%	2	5.6%	4	6.6%

【質問2】あなたが大学の授業で学んだ内容は、自分の将来に役立つと思いますか。

	正規教員		臨採教員		全 体	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合
ア 大いに役立つと思う。	3	12.0%	8	21.6%	11	17.7%
イ 多少役立つと思う。	17	68.0%	22	59.5%	39	62.9%
ウ あまり役立たないと思う。	2	8.0%	7	18.9%	9	14.5%
エ 全く役に立たないと思う。	3	12.0%	0	0.0%	3	4.8%

本調査では、卒業生の勤務校や教育委員会に対する意見聴取も計画されており、最終年度となる平成23年度調査を実施した後に、3年間の追跡調査の最終報告を取りまとめた。

第3の取組は、「上越教育大学大学院同窓会との連携による取組」である。

本学大学院の修了者数は約6,000人に達し、その修了生等により「上越教育大学大学院同窓会」が組織されている。同窓会とその支部で役員を務める修了生には、各地域の教育現場で重要な地位を占める者が多い。

都道府県単位で組織される同窓会支部の支部総会などに、学長その他の本学職員が来賓や講師として招かれた際に情報交換を行っている。(資料1-1-I「上越教育大学大学院同窓会支部総会等への本学職員の参加状況(平成20年度以降)」参照)

資料1-1-I 上越教育大学大学院同窓会支部総会等への本学職員の参加状況(平成20年度以降)

期日	支部等	参加者	備考
平成21年1月24日(土)	埼玉県支部	戸北副学長	
平成21年3月7日(土)	静岡県支部	戸北副学長	
平成23年3月12日(土)	静岡県支部	戸北理事	中止
平成23年7月16日(土)	同窓会評議会	若井学長 他	
平成23年10月22日(土)	北海道支部	若井学長	

### 【分析結果とその根拠理由】

卒業生へのアンケート調査においては、本学の就職支援などの取組を評価する意見が多く見られた。また、新潟県教育委員会、新潟市教育委員会との連携推進協議会などにおいても、大学教育についての要望は多く聞かれるものの、否定的な評価を受けることは少ない。

以上のことから、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

## (2) 優れた点及び今後の検討課題

### 【優れた点】

上越教育大学の教育目的は、「上越教育大学学則」、「大学憲章」において、教育者としての「使命感」・「人間愛」・「創造力」を有する教員の養成を目的とすることが明記されている。また、「上越教育大学教育課程の編成方針(カリキュラム・ポリシー)」において、学部、大学院ごとに体系的な教育課程編成の目標が記され、「上越教育大学学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)」によって、学士課程、修士課程、専門職学位課程ごとに、学修の成果に係る評価の基準と、卒業・修了認定の基準が定められている。

さらに、「国立大学法人上越教育大学中期計画」に記されたように、上越教育大学スタンダードを踏ま



え、学生が各学年・卒業までに身につけるべき能力を明確にし、それらに基づいたカリキュラムの改善を図るものになっている。

特に、上越教育大学スタンダードに準拠したルーブリックの作成は、現行カリキュラムの検証および充実・改善に資するものになっており、また、「教職キャリアファイル」の取組は、カリキュラムの改善と就職相談・指導を結びつけた教育達成の検証・評価を行うものとなっている。

#### 【今後の検討課題】

在学生又は卒業生・修了生へのアンケート調査等の結果を踏まえ、教育の成果・効果について今後も検証していく必要がある。

## 2 基準1の自己評価の概要

上越教育大学の教育目的は、「大学憲章」、「上越教育大学学則」において、教育者としての「使命感」・「人間愛」・「創造力」を有する教員の養成を目的とすることが明記されている。また、「上越教育大学教育課程の編成方針（カリキュラム・ポリシー）」において、学部、大学院ごとに体系的な教育課程編成の目標が記され、「上越教育大学学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）」によって、学士課程、修士課程、専門職学位課程ごとに、学修の成果に係る評価の基準と、卒業・修了認定の基準が定められている。

学修成果を確認する具体的項目と到達目標を示したものとして、「上越教育大学スタンダード」がある。これは、使命感や責任感、教育的愛情に関する事項、社会性や対人的能力に関する事項、幼児児童生徒理解や学級経営等に関する事項、教科等の指導力に関する事項ごとに、4段階の到達目標を設定し、各学生の学修成果をチェックすることが可能になるものである。また、「上越教育大学スタンダードに準拠させて設定した教科のルーブリック及び知識・理解・技能等」においては、小中学校の教科・学年ごとに、教員になる上で学生が修得すべき知識・理解・技能等の一覧（ルーブリック）が作成されており、この作成により現行カリキュラムの検証及び充実・改善に資するものとなっている。

平成21年度入学者からは、「教職キャリアファイル」が学生に配付されている。これは初年次教育、教育実地研究、初等教育実習、教職実践演習を通じて、各学生が入学から卒業まで継続して「教職キャリアファイル」を作成し、教員が確認することにより、上越教育大学スタンダードに基づく教育の達成状況を検証・評価するものである。

目標とする学力・資質を学生が身につけたかどうかについては、教員免許状取得、単位修得、進級、卒業（修了）、休学・退学状況、卒業論文・修士論文判定の状況から教育の高い水準を維持しており、効果が上がっているものと判断する。

学生による授業評価アンケートの結果では、「知識・手法・技能の修得」、「授業の意義」、「興味・関心の拡大」、「満足度」について、学部及び大学院ともに評価が4.0以上と高い評価を得ていることから、大学の意図する教育の成果や効果があったと学生自身が判断していると考えられる。

本学卒業（修了）生が在学中に身につけた学力、資質・能力に関する卒業（修了）生就職先等関係者からの意見聴取の取組としては、卒業生対象の追跡調査や新潟県・新潟市教育委員会との連携推進協議会、各都道府県・市教育委員会への訪問など、多様な機会を利用して実施しており、これらの調査や意見聴取の機会において、大学の教育についての要望は聞かれるものの、否定的な評価を受けることは、ごく少数であり、教育の成果・効果は上がっていると判断する。



## 基準2 教育の質の向上及び改善のためのシステム

- 1 基準2-1：教育の状況について点検・評価し、その結果に基づいて改善・向上を図るための体制が整備され、取組が行われており、機能していること。

### (1) 観点・指標ごとの分析

観点2-1-①：教育の状況について、活動の実体を示すデータや資料を適切に収集し、蓄積しているか。

#### 【観点・指標に係る状況】

本学では、昭和60年度から、各組織及び各教員の活動状況、自己点検・評価及び各種資料・データなどを「年次報告書」として毎年度とりまとめて、平成21年度の第25集まで全て本学ホームページ上で公表している（別添資料2-1-①-1「上越教育大学 年次報告書-第25集：平成21年度版-表紙（ホームページより抜粋）参照」）。また、平成17年度からは外部者による評価にも対応した新たな自己点検・評価基準を定め、同基準に基づく自己点検・評価を実施するとともに、国立大学法人評価委員会へ提出する毎事業年度の実績報告書の作成に当たり、教育活動を含めた業務全般に関する情報や資料・データについて収集・蓄積を行っている。

ファカルティ・ディベロップメント委員会では、学生による授業に関するアンケートを継続的に実施しており、授業内容等の改善に向けて参考となる情報を収集し、報告書としてとりまとめている。

さらに、入学者選抜、在学状況、就職状況及びその他の教育研究活動状況の基礎的なデータ等を「基礎資料」としてとりまとめ、毎年度継続的に資料・データの蓄積を行っている（別添資料2-1-①-2「上越教育大学基礎資料（平成22年度）目次」参照）。

#### 【分析結果とその根拠理由】

各組織及び各教員の活動状況、自己点検・評価及び各種資料・データなどを「年次報告書」として毎年度とりまとめ、昭和60年度の第1集から平成21年度の第25集まで全て本学ホームページ上で公表している。また、教育研究活動状況の基礎的なデータ等を「基礎資料」としてとりまとめ、毎年度継続的に資料・データの蓄積を行っている。さらに学生による授業に関するアンケートを継続的に実施している。

以上のことから、教育の状況について、活動の実体を示すデータや資料を適切に収集し、蓄積していると判断する。

観点2-1-②：学生の意見の聴取（例えば、授業評価、満足度評価、学習環境評価等が考えられる。）が行われており、教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映されているか。

#### 【観点・指標に係る状況】

本学では、学生の意見の聴取方法として、毎学期ごとに全学生、全授業を対象として、「学生による授業評価アンケート」を行っている（別添資料2-1-②-1「平成21年度学生による授業評価実施要項」参照）。

学生からのアンケート結果については、全教員にフィードバックし、授業評価結果に対する意見と授業の改善に向けての課題・方策等について自己点検を行い、「自己評価レポート」としての提出を各教員に義務付けている。

なお、学生による授業評価結果と教員による「自己評価レポート」については、授業評価報告書として学生を含む学内者向けホームページで公表し、学生及び教員の相互理解を深めるとともに教育内容等の改善に努めている（別添資料 2-1-②-2「上越教育大学平成21年度学生による授業評価報告書」参照）。

**【分析結果とその根拠理由】**

以上のことから、学生の意見の聴取が十分に行われており、教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映されていると判断する。

**観点 2-1-③：学外関係者（例えば、卒業（修了）生、就職先等の関係者が考えられる。）の意見が、教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映されているか。**

**【観点・指標に係る状況】**

＜都道府県教育委員会と上越教育大学との情報交換会＞

毎年度、高度な実践的指導力を養成するため、「都道府県教育委員会と上越教育大学との情報交換会」を開催し、デマンドサイドである教育委員会から、特に大学院現職派遣教員、教育職員免許取得プログラム受講生を含む現職教員以外の学生及び教職大学院に関する要望や意見の収集を行っている。平成21年12月開催の情報交換会において、教育委員会から課題・意見（資料 2-1-A「平成21年12月開催【都道府県教育委員会と上越教育大学との情報交換会】（抜粋）」参照）が出され、本学カリキュラム企画会議では、それらの意見を踏まえて、平成23年度のカリキュラム編成で必修科目として「学校ボランティアA（学校支援体験）」「生活の中の科学」を開設するなど本学の教育に反映させている。

資料 2-1-A 平成21年12月開催【都道府県教育委員会と上越教育大学との情報交換会】（抜粋）

課題・意見
(A 教育委員会) 課題は、学力向上、特に算数と理科が伸び悩んでいること。大学院での理科の専門家の養成について、現場の要望が高いことである。
(B 教育委員会) 課題は、特別な支援を必要とする児童・生徒への対応、理科支援員がなくなった後の理科教育の充実である。

＜教育実習協力校（園）会議＞

毎年度、教育実習に関して、カリキュラムの充実及び円滑な実施するために、教育実習協力校（約100校）と意見交換を行なっている。

特に平成20年12月に開催した同会議では、上越教育大学スタンダードにおける教育実習ルーブリックの作成について、教育実習協力校に意見・要望を求め（別添資料 2-1-③-1「教育実習ルーブリックについて実習協力校からの意見・要望等」参照）、平成21年4月からは教育実習ルーブリックを活用した学生の自己評価、実習生指導や成績評価に活用している。

＜卒業生からの意見聴取＞

16頁に記載されているように、本学では、文部科学省が行った「教員の資質能力の向上に係る基礎的調査」を受け、平成21年度及び平成22年度に調査テーマ「時代や地域のニーズに応じた教員の資質能力に関する追跡調査」（調査対象学校種：小学校）を2か年にわたり調査事業を実施した。

このうち、平成22年度調査では、平成22年3月に本学学校教育学部を卒業し、小学校教員に就職した者（正規採用教員と臨時採用教員の両者を含む）63人を対象（資料2-1-B「平成22年度教員の資質能力の向上に係る基礎的調査アンケート（平成23年1月実施）」参照）に、書面によるアンケート調査を行った。調査の詳細は、「教員の資質能力の向上に係る基礎的調査 中間報告書（平成23年3月）」のとおりである（別添資料2-1-③-2「教員の資質能力の向上に係る基礎的調査 中間報告書（平成23年3月）」参照）。

資料2-1-B 平成22年度教員の資質能力の向上に係る基礎的調査アンケート（平成23年1月実施）

小学校に勤務する者	調査対象者	アンケート回答者
正規採用の者	25人	25人
臨時採用の者	38人	37人
計	63人	62人（回答率：98.4%）

本自己点検・評価書作成の時点では3年間の調査事業の途中であり、3年目の平成23年度調査を経て、最終的調査報告を取りまとめた。

【分析結果とその根拠理由】

本学では、デマンドサイドである教育委員会や教育実習協力校との意見交換会を実施したり、卒業生や卒業生が勤務する教育現場の評価をもとに本学の教員養成の改善を図るために「教員の資質能力の向上に係る基礎的調査」を行うなど、積極的に学外関係者からの意見聴取に努めている。これらの結果得られた意見は、教育の改善に適切に反映させていると判断する。

観点2-1-④：評価結果を教育の質の向上、改善に結び付けられるようなシステムが整備され、教育課程の見直しや教員組織の構成への反映等、具体的かつ継続的な方策が講じられているか。

【観点・指標に係る状況】

本学では、自己点検・評価規則を定め、自己点検・評価、認証評価及び法人評価に係る企画、立案及び実施する体制として、大学評価委員会がその統括をすることとなっている。また、自己点検・評価等の結果、学長は改善が必要と認めるときは、当該部局に改善案を提出させる。提出された改善案について学長は評価支援室の意見を基に改善策を決定し、実行させる体制となっている。

＜ファカルティ・ディベロップメント委員会＞

本学では、平成13年度にファカルティ・ディベロップメント推進専門部会を設置し、平成16年度にはファカルティ・ディベロップメント専門部会として、授業評価システムの構築、見直しを行ってきた。

平成18年度までのファカルティ・ディベロップメント専門部会の委員の任期は1年となっており、その活動内容に継続性を持たせることが難しかったため、平成19年度に委員の任期を2年とするように規程を改正し、継続性のある取組ができるように組織改善を行った。

更に平成22年度からは、大学設置基準等で実施が義務化されるなど、その重要性が増したため、大学評価委員会の下に設置されていたファカルティ・ディベロップメント専門部会については、単独のファカルティ・ディベロップメント委員会とし、本学における教育活動の質的向上と発展を期するための体制を整えた(資料2-1-C「上越教育大学ファカルティ・ディベロップメント委員会規程 第2条」参照)。

授業評価システムは、2-1-②(学生の意見聴取, 自己点検評価, 反映)で記載してあるとおり実施しているが、「学生による授業評価アンケート」の見直しについては、平成17年度に3段階から5段階の評定尺度で18項目の共通設問項目に変更したものをベースに、平成18年度には各授業担当教員に代わり受講学生によるアンケートの回収, 複数教員担当による授業において、特定の教員に対する意見等を自由記述欄に記載する場合は、その教員名を記載することとし、平成19年度には設問の整理・統合, 低い評価については学生からのコメント欄を設け、平成20年度にはゼミ形式の授業に馴染まない質問項目については、マーク不要としたり、コメント欄を充実, 集計表質問項目ごとの平均値を表示など、毎年、継続して改善を行い、形式的にはある程度完成されてきたと言える。

平成21年度は、アンケートの趣旨を学生に更に周知するため、依頼文書に「学生自ら授業の在り方とその再構築に関与することによって、学生の評価力・授業構成力を培うとともに、授業に関して教員と学生とが、共に授業を構成するという協同関係を築くことも意図する」旨を追加記載した。

更に平成23年度には、自由記述欄の記載を「教員と学生でより質の高い授業を構築・改善するためのご意見等があれば、簡潔に記載してください。また、教員と協同で、具体的な改善を行いたいとお考えの方は、よろしければ所属とご氏名をご記入ください。」とすることにより、学生と教員が協同しての授業改善に取り組むための意見を得ることが出来るようにし、具体的な学生氏名の記載があった場合には、速やかに授業担当教員に写し配付し、授業改善に取り組む仕組みとするなど改善を行っている。

#### 資料2-1-C 上越教育大学ファカルティ・ディベロップメント委員会規程 第2条

##### 上越教育大学ファカルティ・ディベロップメント委員会規程(抄)

(目的)

**第2条** 委員会は、上越教育大学における教育活動の質的向上と発展を期して、ファカルティ・ディベロップメント活動(以下「FD活動」という。)を実施することを目的とする。

#### 【分析結果とその根拠理由】

教育活動の質的向上と発展を期すために、ファカルティ・ディベロップメントの組織体制を見直しており、授業評価システムにおける「授業評価アンケート」についても、改善を行っている。

観点2-1-⑤: 個々の教員は、評価結果に基づいて、それぞれの質の向上を図るとともに、授業内容、教材、教授技術等の継続的改善を行っているか。

#### 【観点・指標に係る状況】

本学では、個々の教員の授業内容の改善を図るため、毎年度、学期ごとに学生による授業評価アンケートを継続的に実施し、各教員には、フィードバックされた学生によるアンケート結果を基に自己の授業の問題点を見出し、授業改善を目指して「自己評価レポート」の作成を義務付けている。また、教員と学生が相互に働きかけて授業を作り上げるものであることが互いに意識できるよう、学生によるアンケート結果と教員による「自己評価レポート」については、授業評価報告書として学生を含む学内者向けホームページ

ージで公表している（別添資料2-1-②-2「学生による授業評価報告書掲載のホームページ該当箇所」参照）。

なお、教員は「自己評価レポート」において、次年度に向けた授業科目の改善のための課題・方策を明確にし、更なる授業改善に努めている（資料2-1-C「平成21年度学生による授業評価「自己評価レポート」抜粋」参照）。

資料2-1-C 平成21年度学生による授業評価 「自己評価レポート」抜粋

授業の改善のための課題・方策
<p>各項目の評価平均が4.7～5.0と概ね良好な評価を得たものと受け止めているが、評価が4.7の2項目について、さらに評価を高められるように改善をしていきたい。</p> <p>上記2項目はシラバス記載内容と授業難易度についてであるが、シラバス記載内容の見直しと、授業で難しいと感じそうな部分についての解説方法について見直したい。毎回、授業の目標を意識させるように授業内容、展開の改善に取り組みたい。</p>
<p>評価アンケートの結果を踏まえて、理論的な講義と模擬授業という演習のつながりを学生に理解させるようなきめ細かい指導の仕方を模索することが課題である。また、学生数に応じて、模擬授業の時間を短くする等の柔軟で無理のないスケジュールづくりを心がけたい。</p>
<p>自由記述に見られた「使える知識」が、それを意味付ける授業デザイン論と関係づいて、あらゆる言語文化や国語の特質に関する教材づくりができるよう授業改善に努めたい。また、どの項目も「3」評価の受講生が2.1%～8.5%見受けられる。授業後の感想カード等で受講生の個々の思いや願いを把握し、受講生数の多少にかかわらず個々への指導が必要である。</p>
<p>私は、授業においてあまり板書をしないタイプである。その分、プリントを配布し補っているつもりである。今後も、プリントの内容を充実させるよう努めていく。</p> <p>また、可能な限り一方通行の講義ではなく「対話のある授業」を試みようと考えている。</p>
<p>自由記述欄に、ストレートマスターと現職派遣の院生の差が大きかった旨、感想として提示されている。来年度は、両者の理解度、興味・関心を近づけて、教職に関する見識を深められるように工夫していきたい。具体的には、討議の時間を多く確保することを考えている。</p>
<p>授業の方法、内容については概ね良い評価が得られたが、「教員になることを意識して授業に臨んでいますか」の項目については3の回答が半数近くあったので、授業内容をもっと「教育」と関連付けたものにするよう改善したいと考えている。</p>

#### 【分析結果とその根拠理由】

学生による授業評価は毎年度継続的に行われ、教員による「自己評価レポート」において、次年度の授業改善のための課題・方策が明確にされていることから、個々の教員において、授業内容等の継続的改善に努めていると判断する。

## (2) 優れた点及び今後の検討課題

### 【優れた点】

昭和60年度から、各組織及び各教員の活動状況、自己点検・評価及び各種資料・データなどを「年次報告書」として毎年度とりまとめて、平成21年度の第25集まで全て本学ホームページ上で公表している。

学生による授業評価アンケートの結果について教員に自己評価レポートの作成を求め、問題把握と自己改善の契機としている。また、自己評価レポートを学内者向けホームページで公表している。

**【今後の検討課題】**

該当なし

**2 基準 2-2：教員、教育支援者及び教育補助者に対する研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われていること。****(1) 観点・指標ごとの分析**

観点 2-2-①：ファカルティ・ディベロップメントについて、学生や教職員のニーズが反映されており、組織として適切な方法で実施されているか。

**【観点・指標に係る状況】**

学生による授業評価では、学生の意見のみでなく、各教員に対して「自己評価レポート」の作成を求めていることから、学生と教員相互の意見を反映されたものとなっている。

また、パネルディスカッションや情報交換会を取り入れた「ファカルティ・ディベロップメント研修会」や「授業公開」なども開催され、活発な質疑応答や議論が展開されている。

なお、学生による授業評価の際に、教員に提出を求める「自己評価レポート」では、ファカルティ・ディベロップメント推進のシステムや改善方策についての意見も求めており、今後の改善に活用することとしている。

**【分析結果とその根拠理由】**

以上のことから、学生や教員の意見がファカルティ・ディベロップメントに関する各取組において反映されており、適切に実施されていると判断する。

観点 2-2-②：ファカルティ・ディベロップメントが、教育の質の向上や授業の改善に結びついているか。

**【観点・指標に係る状況】**

観点 2-1-⑤に記載している授業評価システムは、毎年、個々の教員の授業内容の改善を図るため、学生による授業評価アンケートは、各項目の5段階評価とともに評価をつけた理由を自由記述出来るようになっており、その集計結果とその理由を基に自己の授業の問題点を見出し、授業改善を目指して「自己評価レポート」の作成を義務付けている。なお、学生アンケートは、教員と学生が相互に働きかけて授業を作り上げるものであることを記載し、互いに意識できるよう学生によるアンケート結果と教員による「自己評価レポート」については、授業評価報告書として学生を含む学内者向けホームページで公表している（別添資料 2-1-②-2「学生による授業評価報告書掲載のホームページ該当箇所」参照）。

また、評価結果も現在の5段階評価を開始した平成17年度からの経年比較した数値をみても、向上している（別添資料 2-2-②-1「学生による授業評価アンケート集計結果（平成17～21年度：平均値の比較）」参照）。

**【分析結果とその根拠理由】**

以上のことから、ファカルティ・ディベロップメントとして実施している「学生による授業評価アンケート」及びフィードバックする授業評価システムは、教育の質の向上や授業の改善に結び付いていると判



断する。

観点 2-2-③：教育支援者や教育補助者に対し、教育活動の質の向上を図るための研修等、その資質の向上を図るための取組が適切になされているか。

【観点・指標に係る状況】

本学では、ティーチング・アシスタントに加え、免許取得プログラム受講生の受入に伴いティーチング・サポーターを導入している。

ティーチング・アシスタント及びティーチング・サポーター（以下TA等という）に対する研修等の実施に関しては、各実施要項に基づき、授業担当教員において、事前指導等として当該業務に関するオリエンテーションを行っている（別添資料 2-2-③-1「上越教育大学大学院学校教育研究科ティーチング・アシスタント実施要項」、別添資料 2-2-③-2「上越教育大学大学院学校教育研究科ティーチング・サポーター実施要項」参照）。なお、事前指導等の内容としては、資料の収集方法や使用法、機器の操作方法、受講生との対応の仕方、助言方法、ピアノ伴奏時のテンポや表情、球技に関する動きのコンビネーション、安全管理等多様な内容について、説明や打ち合わせの方法で実施している。一部の授業科目では体験や講習を実施している。

【分析結果とその根拠理由】

TA等に対する事前指導等が継続的に実施され、その内容が具体的かつ実践的なものとなっており、TA等の指導者としての資質の向上に結び付いており、適切に行われていると判断する。

## (2) 優れた点及び今後の検討課題

【優れた点】

学生による授業評価において、教員に対して学生によるアンケート結果を踏まえた「自己評価レポート」作成の義務付けや、教員と学生が相互に働きかけて授業を作り上げるものであることが互いに意識できるよう、学生によるアンケート結果と教員による「自己評価レポート」を授業評価報告書として学生を含む学内者向けホームページで公表するとともに、「ファカルティ・ディベロップメント研修会」、学外の教育関係者や本学教員を対象とした「授業公開」を開催するなど、組織的に授業内容等の改善に向けた取組が行われている。

【今後の検討課題】

学生による授業評価に関して、効率性及び効果の面から、アンケート項目や分析方法等について、より詳細に検証していく必要がある。

## 3 基準 2 の自己評価の概要

各組織及び各教員の活動状況、自己点検・評価及び各種資料・データなどを「年次報告書」として毎年度とりまとめ、昭和60年度の第1集から平成21年度の第25集まで全て本学ホームページ上で公表している。また、教育研究活動状況の基礎的なデータ等を「基礎資料」としてとりまとめ、毎年度継続的に資料・データ

の蓄積を行っている。さらに学生による授業に関するアンケートを継続的に実施し、授業内容等の改善に向けての情報収集を行うなど、教育の状況に関する活動の実態を示す資料・データの収集・蓄積が図られている。

学生の意見の聴取方法としては、毎学期ごとに全学生、全授業を対象として「学生による授業評価アンケート」を行っている。アンケート結果については、全教員にフィードバックし、授業評価結果に対する意見と授業の改善に向けての課題・方策等について自己点検を行い、「自己評価レポート」としての提出を各教員に義務付けている。これらを授業評価報告書として学生を含む学内者向けホームページで公表し、学生及び教員の相互理解を深めるとともに教育内容等の改善に努めている。

学外関係者からの意見を聴取するため、教育委員会や教育実習協力校との意見交換会を実施したり、卒業生や卒業生が勤務する教育現場の評価をもとに本学の教員養成の改善を図るために「教員の資質能力の向上に係る基礎的調査」を行っている。これらの結果得られた意見は、教育の改善に適切に反映させている。

教育補助者であるティーチング・アシスタント及びティーチング・サポーターに対しては事前指導等が継続的に実施され、その内容が具体的かつ実践的なものとなっており、指導者としての資質の向上に結び付いている。

## 基準3 学生支援等

- 1 基準3-1：学習を進める上での履修指導が適切に行われていること。また、学生相談・助言体制等の学習支援が適切に行われていること。

### (1) 観点・指標ごとの分析

観点3-1-①：学士課程の授業科目や専修・コースの選択の際のガイダンスが、適切に実施されているか。

#### 【観点・指標に係る状況】

##### ①授業科目選択のガイダンス

新入生に対しては、新入生オリエンテーションにおいて、初日の「教育課程と履修方法」、第2日目の「学務情報システム利用説明会」を通して、『履修の手引』『授業科目一覧』『学務情報システム利用の手引き』等の配布資料を用いた履修指導が行われる（別添資料3-1-①-1「平成23年度新入生オリエンテーション日程」、3-1-①-2「平成23年度新入生オリエンテーション配付資料（学校教育学部）」参照）。また、ガイダンスの一環として4月下旬に新入生合宿研修を実施している。その後は、クラス担当教員や教育支援課が個別の相談に応じるのが基本的体制となり、これは卒業まで一貫している。

2年次からは専修・コース（科目群）ごとのクラス編成となるため、2年次学年当初に各専修・コース（科目群）ごとのオリエンテーションが実施されている。3年次以降は卒業研究に向けゼミに所属するようになるので、クラス担当教員とともに、卒業研究指導教員も履修に関する相談に応じるようになる。

（その他関連資料）

#### 別添資料3-1-①-3「平成23年度入学者用 履修の手引（学校教育学部）（抜粋）」

##### ②専修・コース選択の際のガイダンス

専修・コース（科目群）への所属は、各人の希望を尊重しつつも、1年次必修の所定科目の成績順位及び各専修・コース（科目群）の受入可能数に基づいて、2年次進級時に決定される（別添資料3-1-①-4「専修・コース（分野）分け業務の取扱いについて」参照）。そこで、新入生オリエンテーションにおける説明の後、まず「希望（動向）調査」を実施、結果を6月に発表し、当初の希望の分布状況を知らせる。次に、後期に入って前期成績が通知された段階で「第1回専修・コース分け説明会」を開催し、それぞれの代表者による各専修・コース（科目群）の紹介を聞かせ、個別相談にも応じた上で、予備調査を実施する（別添資料3-1-①-5「平成22年度専修・コース分けの実施について」、3-1-①-6「平成22年度第1回専修・コース（科目群）説明会」参照）。この結果は11月に発表されるが、例年、当初調査からかなりの希望の移動が見られる。さらに、後期成績の通知後の2月下旬に「第2回専修・コース分け説明会」を開催、専修・コース（科目群）分けに関わる成績（換算点）表及び総点分布グラフを配布・説明し、これらを参考に本調査票を提出させるようにしている（別添資料3-1-①-7「平成22年度第2回専修・コース分け説明会」参照）。

#### 【分析結果とその根拠理由】

授業科目の選択に関するガイダンスは概ね適切に行われているものと判断される。その背後には、個別学生の相談に対する教育支援課の懇切な対応があることも見逃すことはできない。

専修・コース（科目群）分けに関して、たとえ希望の専修・コース（科目群）に所属できなくても、1年をかけた慎重な希望調査及び選考を行っているため、学生達はその結果に納得しているものと考えられ、

ガイダンスは適切に行われていると判断される。

**観点 3-1-②：大学院修士課程の授業科目の選択の際のガイダンスが、適切に実施されているか。**

**【観点・指標に係る状況】**

平成23年度は新入生全員に対するオリエンテーションを2日間にわたって実施し、第1日目は「教育課程と履修方法」を通して履修の手引等の配布資料を用いたガイダンスが行われた。さらに各コース（科目群）による「個別指導」を3.5時間設定し、授業科目の選択等の説明が行われた。また第2日目の「学務情報システム利用説明会」を通して、『履修の手引』『授業科目一覧』『学務情報システム利用の手引き』等の配布資料を用いた履修指導が行われた（別添資料3-1-①-1「平成23年度新入生オリエンテーション日程」、3-1-②-1「平成23年度新入生オリエンテーション配付資料（大学院学校教育研究科）」、3-1-②-2「平成23年度入学者用 履修の手引き（大学院学校教育研究科）（抜粋）」参照）。

また、平成17年度以降、大学院修士課程に3年間での履修を可能とする「長期履修学生制度」が導入され、この制度を活用した「教育職員免許取得プログラム」（以下、「免P」という。）を受講することによって小・中・高等学校、幼稚園の教員免許状取得が可能になっている。そこで、この免P受講者の円滑な履修を支援するために、前述の新入生全員に対するオリエンテーションとは別途に、免P受講者の新入生だけを対象にしたオリエンテーションを実施している（別添資料3-1-②-3「平成23年度教育職員免許取得プログラム受講者ガイダンス概要」、3-1-②-4「平成23年度入学者用教育職員免許取得プログラム履修の手引き（大学院学校教育研究科）（抜粋）」p.1～4参照）。さらに、各専攻・コース（科目群）でも独自に新入生オリエンテーションを実施し、免P制度の周知を図っている。

また、免P受講者に対して履修方法などの相談・指導を行う窓口として教育支援課の他に各専攻・コース（科目群）ごとに指導担当教員が、免P受講者に対する履修支援態勢を整えている。

**【分析結果とその根拠理由】**

導入から7年目を迎えた免P制度は、その間の継続的な自己点検をふまえて、オリエンテーションの内容の充実・精緻化が計られ、また教員・職員による履修支援態勢も確立しており、新入生の円滑な授業科目の選択を十全に支援できるガイダンスが適切に実施されている。

**観点 3-1-③：学習相談、助言（例えば、オフィスアワーの設定等が考えられる。）が適切に行われているか。**

**【観点・指標に係る状況】**

①学習相談、助言全般

学習に関する悩みは学生生活全体と深い関わりを持つ問題であることから、様々な窓口を設けて幅広く対応できる体制が充実している。

教員側による助言・相談体制として、学部学生については、1年次において学籍番号により振り分けられた16クラスにそれぞれクラス担当教員を置き、2年次以降は、専修・コース（科目群）別に編成されたクラスに担当教員が置かれ、個別指導やクラスミーティング等を通じて適切な指導助言を行う体制となっている（別添資料3-1-③-1「上越教育大学学校教育学部クラス制度及び学生組織要項（抜粋）」、

3-1-③-2 「学部におけるクラス制度」(2011 Student Hand Book p.100~101) 参照)。特に、入学直後に行われる「新入生合宿研修」及び3年次秋の「教員養成課程学生合宿研修」においてはクラス担当教員による適切な指導・助言が実施されている。また、3年次以降は各専修・コース(科目群)で卒業研究のための「専門セミナー」に所属することから、直接には卒業研究指導教員が相談窓口となっている。

大学院学生のうち、修士課程では、専門セミナー担当教員が、授業科目「専門セミナー」を履修する学生に対して、授業履修、研究遂行、学位論文作成など修学に関する個別指導を担当し、その計画と指導実績の点検のために、「研究指導計画書」および「研究指導実績報告書」を作成する体制が整えられている。また、専門職学位課程では、学生一人ひとりに担当の専任教員として「アドバイザー」が委嘱され、修学および学生生活全般に関して指導助言を行う体制が構築されている(別添資料3-1-③-3 「上越教育大学大学院学校教育研究科修士課程「専門セミナー担当教員」の研究指導體制取扱細則」、3-1-③-4 「上越教育大学大学院学校教育研究科専門職学位課程の学生の指導體制取扱細則」参照)。

このほか、次項に述べるオフィス・アワーの制度もあり、学部学生・大学院学生が様々な教員に相談し、助言を受けることのできる体制が確立している。

事務局の側では、教育支援課、学生支援課、プレイスメント・プラザでそれぞれ事例ごとに相談を受け付けており、また、保健管理センターではカウンセラーを配置して悩み事等の相談に応じている。さらに、気軽に何でも相談できる窓口として、学生支援課内に「学生なんでも相談窓口」が設置され、あらゆる相談を受け付け、必要に応じて学内外の相談機関や教職員等への斡旋も行っている(別添資料3-1-③-5 「「学生相談」(2011 Student Hand Book p.104~105) 参照)。また、学内に「意見箱」を設置し、大学運営全般に関わる学生の要望や意見を汲み上げることを実施しており、Eメールによる受付もできるようにしている(別添資料3-1-③-6 「意見箱の設置及び取扱について」参照)。

## ② オフィス・アワーの設定

オフィス・アワーとは、教員が各研究室等において学生からの相談に応じるために事前に設定された時間帯であるが、全教員がそれぞれの時間帯を学務情報システムに掲載することになっており、その時間帯に学生は自由に研究室を訪問することができる体制が確立している。また教育支援課において学務情報システムに各教員のオフィス・アワーが適切に設定されているかについて毎年、点検を実施しており、平成23年7月現在においては95%の教員が学務情報システムに入力し、学生に公表している(別添資料3-1-③-7 「学務情報システムにおけるオフィス・アワーの検索・参照画面」、別添資料3-1-③-8 「オフィス・アワー実施状況(平成23年7月現在)」参照)。

平成22年度からは、電子シラバス画面からオフィス・アワー情報画面にリンクするよう学務情報システムの機能追加を行い(別添資料3-1-③-9 「学務情報システムにおけるシラバス画面からオフィス・アワー情報画面への遷移」参照)、学生が参照しやすいよう改善を行った。また、シラバス参照画面の教員情報画面に当該教員へのメール通知ボタンを追加し、さらに、オフィス・アワーの参照画面の教員氏名をクリックすることにより、メール入力画面が表示されるようシステムを改善し、電子メールの活用による相談・助言体制の充実を図った。

学生への周知については、『履修の手引』(学部・大学院それぞれ)及び『2011 Student Hand Book』に記載されているほか、入学時のガイダンスにおいても案内がなされている(別添資料3-1-③-5 「学生相談」、2011 Student Hand Book, p.104参照)。

## 【分析結果とその根拠理由】

学部学生にはクラス担当教員や卒業研究指導教員，大学院には専門セミナー担当教員やアドバイザーが学習相談・助言を行っている。さらにオフィス・アワーの設定，各種相談窓口及び事務局担当部署が有機的に連携を図りながら相談受付等を行っている。以上のことから学習相談，助言が適切に行われていると判断する。

**観点 3-1-④：学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されているか。**

**【観点・指標に係る状況】**

本学では，教員の授業内容の改善を目的に，毎年度学期ごとに学生に対して授業評価アンケートを実施している。この中で，学生自身の授業に対する取組（授業参加への意欲，時間外の学習努力等），個々の授業の方法（教え方，教材，板書等）や授業の内容（わかりやすさ，目標の明確さ，難易度等）について，評定や自由記述により評価を求めている（別添資料 3-1-④-1 「平成22年度学生による授業評価実施要項」参照）。

評価の結果はそのまま授業評価報告書（別添資料 3-1-④-2 「平成21年度学生による授業評価報告書（学内HP掲載）」参照）としてまとめられ，それぞれ授業担当教員にフィードバックされる。教員はフィードバックされた情報に基づき，授業改善についての自己評価レポートを作成し，提出することになっている。

また，上記以外にも学生支援課事務室内の「学生なんでも相談窓口」，学内に設置された「意見箱」及び「院生協議会からの要望書」等により，学生の様々な意見や要望を直接聴取する方策がとられている。

**【分析結果とその根拠理由】**

学生による授業評価は毎年度每学期すべての授業について実施されており，学生の授業に取り組む意欲や，授業の内容や方法に関する評価が数値化されるとともに，具体的な自由記述もなされている。ここで評価された内容は，学生がもっている学習（授業）に対するニーズとすることができる。この評価の内容は教員に確実にフィードバックされていて，それが教員の授業改善（ニーズへの対応）報告に結びついていることから，学習支援に関する学生のニーズが適切に把握され，その内容が授業改善に反映されていると判断する。

**観点 3-1-⑤：特別な支援が必要と考えられる者（例えば，留学生，社会人学生，障害を持つ学生等が考えられる。）への学習支援が適切に行われているか。**

**【観点・指標に係る状況】**

平成20～23年度の4年間，毎年度本学にはいずれも大学院生として，留学生（21～25名），社会人学生（1～3名），障害のある学生（聴覚障害者1～5名）が在籍しており（別添資料 3-1-⑤-1 「留学生，社会人学生，障害のある正規学生の在籍状況」），以下に示す支援を活用しながら修学している。

○ 外国人留学生支援

本学大学院で修学する外国人留学生に対して，国際交流推進室を設置し，協定校交流推進部会と留学生支援部会を置き，支援について企画・立案し実施している。また，事務組織として学務部研究連携室に国際交流チームを置き，一般学生と同じ経済的支援や生活支援以外に，留学生特有のものとして，次の支援を行っている（別添資料 3-1-⑤-2 「外国人留学生の受入れ（大学HP）」参照）。

#### <留学生指導教員の配置>

本学は、学部においては1年次は10人規模のクラス担任制、2年次以降は少人数制の指導教員制をとっており、留学生も同様の扱いになっている。大学院においては、指導教員による少人数指導体制をとっており、留学生も同様の扱いとなっている。

海外の協定校からの交換留学生は、一般学生同様に単位を取得するため、留学生指導教員の指導を受けている。成果は、成果発表会で発表したりレポートとして提出したりしている。

#### <チューターの配置>

新たに入学した留学生に対して、日本人の大学院学生が生活・修学・日本語等の支援を行うチューター制度（海外から直接本学に入学した留学生は1年間、国内滞在経験を経て入学した場合は6ヶ月間）を導入している。平成22年度は27名のチューターを配置した。併せて、自主学習等を行う場として設置されている留学生交流プラザにも毎日1名の日本語チューターを配置している。

#### <各種行事の実施（例）>

- ・ 留学生オリエンテーション

入学後間もない留学生を対象に実施し、修学や生活に関する情報の提供を行っている。

- ・ 意見交換会

留学生を担当する教職員やチューターとの意見交換会を年2回実施し、留学生と留学生支援にかかわる者の共通理解を図っている。

#### <日本語支援>

「日本語・日本事情」、「日本語表現技術」といった正規の日本語授業とは別に、各留学生の日本語能力に応じた日本語の補講（アカデミック・ジャパニーズのライティング・スピーキング、総合日本語）を週4コマ（平成22年度は計120コマ）実施している。また、日本語能力の啓発・向上を図るため、「J-test（実用日本語検定）」を実施している。

#### <修学・生活指導に関する報告の実施>

指導教員に、留学生の修学・生活に関する状況報告を求め、「修学しない」「引きこもる」などの状況に至らないよう配慮するシステムを構築している。

#### <留学生教育研究会の実施>

平成21年度には、留学生にかかわる教員等の質の向上と、留学生が抱える諸問題の解決法の共有を目的とした留学生教育研究会を実施した。

#### <地域の外国人児童生徒への修学支援プロジェクト>

平成22年度から日本人学生と留学生がチームとなり、上越地域の外国人児童生徒等への修学支援を行っている。外国人児童生徒の教科学習・言語学習への一助となるとともに、留学生の日本や新潟県上越地区に対する理解を深めるため実施している。日本の教育制度を学び、留学生自身の向上につながっている（別添資料3-1-⑤-3「平成23年度外国人児童生徒への修学支援プロジェクト」参照）。

#### ○ 社会人に対する支援

本学大学院での修学を希望する有職の社会人等に対して、2年分の授業料で3年間にわたり計画的に教育課程を履修することを認める長期履修学生制度を導入している（別添資料3-1-⑤-4「長期履修学生制度（大学HP）」参照）。

前述（32頁）の免P制度は、長期履修学生制度に基づいた履修制度である。すなわち、教員養成以外の大学・学部で学んだ社会人等のうち、教職に対して意欲の高い者を対象とし、3年間で本学大学院の教育課程と学部の教育課程を履修する教育職員免許取得プログラムを用意している。これにより、教育

職員免許状をもっていなかった者にも、教員になる道が開かれている（別添資料 3-1-⑤-5「教育職員免許取得プログラム（大学HP）」参照）。

その他、正規学生以外に、各教育委員会のニーズにより、現職教員を内地留学生（研究生）として受け入れている。

○ 障害学生支援

本学大学院での修学を希望する障害のある学生に対して、学習上の支援等の実施プロセスをweb上で明示し、入学前の学生（受験生）の支援ニーズの把握や授業参加時の手続き等について明らかにしている（別添資料 3-1-⑤-6「障害学生支援（大学HP）」参照）。

具体的には、教育支援課や特別支援教育コース等の協力により以下のような支援を実施している。

- ・ 入学後のオリエンテーションの実施
- ・ 聴覚障害学生に対する、入学式や修士論文発表会等主な行事や教育実習における手話通訳者の配置、パソコンによるノートテイクの実施（ノートパソコンの貸与及びコピーサービス）、授業における視覚的資料の準備やスロースピーチ等の実施

また、支援者に対する支援として、webによる障害学生に対する支援方法に関する情報提供や、ノートテイク学生のためのコピーサービス等を実施している。

【分析結果とその根拠理由】

留学生に対する学習支援は、日本語支援を基礎として、様々な支援が行われており、障害学生に対する学習支援は、特別支援教育コースと教育支援課で計画し実施し、障害学生からの意見も採り入れながら適切な対処が行われている。

また、社会人に対する学習支援については、修業年限を3年とし修学条件の緩和を図った長期履修学生制度を導入した。

さらに、それに基づいた免P制度も用意している。

以上のことから、特別な支援を必要と考えられる学生に対しての学習支援が適切に行われていると判断する。

(2) 優れた点及び今後の検討課題

【優れた点】

該当なし

【今後の検討課題】

該当なし

2 基準 3-2：学生の自主的学習を支援する環境が整備され、機能していること。また、学生の活動に対する支援が適切に行われていること。

(1) 観点・指標ごとの分析

観点 3-2-①：自主的学習環境（例えば、情報機器室、院生研究室等が考えられる。）が十分に整備され、機能しているか。

【観点・指標に係る状況】

学生が自主的学習に利用しやすいよう、附属図書館の他、授業のない時間帯に講義室（講201教室）を



自習室として開放している（別添資料3-2-①-1「自習室としての講201教室開放について（お知らせ）」参照）。

情報メディア教育支援センターの施設の一部（講103, 104教室等）も授業時間等以外は、申請により常に学生が自主学習できるようオープン利用可能（特に授業期間は20時45分まで）としている（別添資料3-2-①-2「情報メディア教育支援センター施設案内（大学HP）」参照）。

PLACEMENT PLAZAでは、就職・進路に関する各種資料を利用して各自で学習することができる。また、教員採用試験学習支援システムを活用して、無線LANの環境があるところでも教採試験問題の事例検索や就職参考資料の閲覧・検索等を行うことができる（別添資料3-2-①-3「プレイメントプラザ(就職支援室)の利用案内（大学HP）」、別添資料3-2-①-4「教員採用試験学習支援システム（大学HP）」参照）。

このほか、共通ゼミ室が3部屋（音202, 音304, 音502の各室）用意されており、空いている時間は自主ゼミ等で利用可能となっている（別添資料3-2-①-5「共通ゼミ室について」参照）。

平成17年度入学生から、学生は各々ノートパソコンを所有することになっており、無線LAN利用申請により、インターネットを活用して情報を入手することが可能である。なお、開放している講義室及び学内各所においては、無線LAN（アクセスポイント）が整備され、学生が無線LANによるネットワークを利用できるよう環境整備が行われている（別添資料3-2-①-6「アクセスポイント一覧」参照）。また、学生の自主的学習をサポートするため、カラー印刷が可能なプリンタを学内全5箇所に設置しており、学生は各自所有するパソコンから学内ネットワークを利用して印刷することができる。

附属図書館では、蔵書検索用としてインターネット接続しているパソコンを設置している。

大学院生に対しては、（各コース・科目群ごとに）、人数に応じた大きさ（数）の院生研究室を設置し、院生一人ひとりに机といす、本立てを貸与している（別添資料3-2-①-7「平成23年度 院生研究室保有面積状況」参照）。

その他、図書館棟やキャンパスライフスクエア・ホールのみならず、講義棟のオープンスペースにもテーブルやいすの設置を増やしており、誰もが自主的学習をしやすい環境を整備し多くの学生が利用している。

#### 【分析結果とその根拠理由】

自主的学習を行うことが可能な場（スペース）を複数確保して（増やして）おり、その旨学生にアナウンスもなされていることから、自主的学習環境は整備されており、機能していると判断する。

平成17年度から開始した学生のノート型パソコン所有義務化により、全学生がパソコンを所有することとなり、また学内ネットワーク環境の整備により、各学生控室や主要な講義室は勿論のこと、キャンパスライフスクエア・ホール、図書館閲覧室、大学会館第一食堂などでも、無線LANによるネットワーク環境を利用することができ、学生は学内各所で各自所有するパソコンを活用した自主的学習が可能である。

**観点3-2-②：学生のサークル活動や自治活動等の課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われているか。**

#### 【観点・指標に係る状況】

平成23年度においては、47の課外活動団体に延べ949人の学部学生と192人の大学院学生が所属している（別添資料3-2-②-1「平成23年度学生団体一覧」参照）。中には複数団体を兼部している者もいるが、単純に言うると在籍者683人の学部学生が一人当たり1.4の課外活動団体に所属している計算になる。大学院学生にしても、在籍者712人中192人が課外活動団体に所属していることは、着目すべきである。こう

した課外活動団体に対しては、本学の課外活動施設、設備及び備品の利用について優先して便宜を与えている一方で、学生の自主的・主体的な課外活動を積極的に推進・支援するため、活動に必要な物品を提供している。

また、課外活動団体の活性化を図るうえで、リーダーがリーダーとしての任務を深く認識し、リーダーとしての基本的知識を習得することが重要であるとの考えから、各団体のリーダーやマネージャーを対象として、「リーダーズ・トレーニング研修」を1泊2日の日程で実施している。リーダーズ・トレーニング研修後のアンケートにおいて、各プログラム毎に知識等の取得を図る上で効果的であったかを聞いたところ、7つの全てのプログラムで90%以上の学生が効果的であったと回答している。研修のねらい、具体の成果等については「課外活動リーダーズ・トレーニング研修報告書」（各年度版）に詳しい。

#### 【分析結果とその根拠理由】

本学では、人間の生涯を通ずる教育の基礎とされる初等教育に携わる教員の養成の重要性に鑑み、学生の人間形成についても重視するという理念の下、正課外の課外活動において培われる人格的成長をも大学の教育活動の視野に入れ、課外活動に対する支援をはじめとし、様々な学生支援サービスの充実を図っている。

将来、教員になることを希望している学生が集う本学では、教職に必要な有意義な経験を積むことをコンセプトとして課外活動を指導している。各課外活動団体における学生たちの活動状況を概観すると、上位の競技成績の追求もさることながら、地域に密着した交流・ボランティア活動等を通じた人間理解、仲間と練習することの楽しみ、充実感などに軸足を置いた学生の活動姿勢が伺われる（別添資料3-2-②-2「平成22年度学生団体の活動状況」参照）。

リーダーズ・トレーニング研修後のアンケートにおいて、各プログラム毎に知識等の取得を図る上で効果的であったかを聞いたところ、7つの全てのプログラムで90%以上の学生が効果的であったと回答している。

参加者が、自身の所属する団体を一つの組織として捉え、今後の団体運営にあたりリーダーが果たすべき役割の自覚と、そのための知識、スキルを習得する良い機会であったと感じていることが、終了後のアンケート・感想から読みとれる。研修の個々の内容については、さらに改良を加えていかなければならないところもあるが、今後も継続して支援していくべきプログラムの一つである。

社会は学生に対し、学業成績もさることながら、組織内での同僚や上司など様々な人間関係の中で、課題に対応する力やそれを解決する能力、集団でのリーダーシップ能力を期待しており、課外活動を通じて得られる経験やそこから育まれる友人・先輩・後輩等の豊かな人間関係は学生にとって貴重なものとなり、コミュニケーション能力の育成に繋がると思われる。こうした能力は、正課授業において習得されるというより、課外活動などでの経験の中で体得されるものが多い。大学が学生の総合的な人間形成を大学教育の視野に企図する以上、正課外の課外活動の充実を今以上に支援していくことの必要性和意義は大きい。

また、毎年、課外活動等で特に顕著な成果があった個人や学生団体を対象に、学生表彰を行っている。平成22年度においては、一つの団体と2人の個人が実際に表彰された。今後の課外活動への励みとして有効な刺激を与えられたと思う。

## (2) 優れた点及び今後の検討課題

### 【優れた点】

第1期中期目標・中期計画に基づく年度計画実施により本学における学生・院生の自主的学習環境は大

幅に改善された。特に、附属図書館のみに依存していた自主的学習環境に加え、整備拡充されたキャンパスライフスクエア・ホールを中心とする自主的学習スペースは、空調の整備された中で、会話をしながら気軽に利用できる点が大変優れている。また、情報メディア教育支援センターの施設の一部、PLACEMENT PLAZA、講義室等の自習室としての開放も学生の利便性を高めている。

教員を目指す学生にとって、課外活動による実体験や活動の充実は、教壇に立った後の自分にとって大きな財産であることも実感できていると考える。全学を挙げて、さらに課外活動支援の充実度を高めていく必要がある。

#### 【今後の検討課題】

なし

### 3 基準3-3：学生の生活や就職、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が適切に行われていること。

#### (1) 観点・指標ごとの分析

観点3-3-①：学生の健康相談、生活相談、進路相談、各種ハラスメントの相談等のために、必要な相談・助言体制（例えば、保健管理センター、学生相談室、就職支援室が考えられる。）が整備され機能しているか。

#### 【観点・指標に係る状況】

入学してから卒業・修了するまでの長い学生生活の中で、学生は大小さまざまな悩み、トラブルに直面する。その内容によって、自分で解決できたり、友人や先輩に相談して活路を見いだせるものもあるが、中にはクラス担当教員や指導教員等に相談することによって救われることも多い。悩みを抱え救いの手を求めている学生にとって何より心強いのは、救いの手の求め先が多様に存在することであろう（別添資料3-3-①-1「学生相談の仕組み」参照）。

各教員は、あらかじめ設定した時間帯を学生に公開し（オフィス・アワー）、各教員研究室で学生の相談に対応する体制を取っている。また、クラス担当教員や学生団体の顧問教員は、至近距離で学生と向き合う中で、アンテナを挙げて学生の行動に関心を寄せている。一方で、昨今の顕著な傾向として、心の問題を抱える学生が急増しており、こうした学生への対処が急務となっていることから、学内に専門的知識・技能を有する2人のアドバイザーを置き、学外からも2人のカウンセラーを招くなどして、多種多様な内容をもつ精神衛生相談に応じている（別添資料3-3-①-2「保健管理センター精神衛生相談の流れ図」参照）。加えて、平成15年10月に新たに精神科医を配置するなど、精神衛生相談の重要性を踏まえた体制づくりに努めている。

深刻な相談内容として、重大な人権侵害として認識されているセクシュアル・ハラスメントのほか、近年はアカデミック・ハラスメントが挙げられる。ハラスメントのない環境で修学や研究ができるキャンパスを目指してパンフレットを作成し、新入生に配付している。また、セクシュアル・ハラスメント等人権侵害に関する相談ができる相談受付窓口を置くとともに、複数の相談員・アドバイザーがハラスメントに関する悩みに答えることができる体制を整えている。（別添資料3-3-①-3「上越教育大学セクシュアル・ハラスメント等人権侵害防止・対策機構図」参照）。

こうしたハラスメント専門の相談窓口とは別に、「学生なんでも相談窓口」も開設している。多くの窓口を設けることで、一人でも多くの悩みや問題を抱える学生の支援を目指している。

保健管理センターにおいて学内・外のカウンセラーが受けた精神衛生相談件数は、320件に及び（別添資料3-3-①-4「平成22年度保健管理センター精神保健相談状況」参照）、そのうち、情緒・性格に

関する相談が184件と際だっており、修学関係、友人関係、家庭関係がこれに続く。いずれにしても、相談件数は年間300件を超えており（平成21年度を除く。）実態の分析とともに支援体制のさらなる強化が望まれている。こうした保健管理センターが行う各種の事業・試みやそれに関わるデータは、隔年で「保健管理センター年報」としてまとめ、センター運営の資料としている。

就職に関する相談・支援は、主にPLACEMENT PLAZA（就職支援室）にて行っており、4人の事務スタッフと6人のキャリアコーディネーター（公立学校の校長職経験者）が、教員就職やその他の就職・進路に関する幅広い相談に応じている。

平成21年度には学生の修学、就職、及び生活に関する総合的な学生支援体制を構築・機能させることを目的として総合学生支援室を設置した。総合学生支援室では、不適応学生の早期発見及びその後の適切な学生支援のため、平成23年度から学生支援オールインワンカルテシステムの稼働を開始した。

### 【分析結果とその根拠理由】

学生の多様な相談に対しては、保健管理センター、プレイスメントプラザ、セクシャルハラスメント等 人権侵害相談受付窓口、学生なんでも相談窓口等、様々な相談窓口を設けることにより必要な相談・助言体制を整備しており、保健管理センターへの相談件数を見ても、十分に機能していると判断する。また、総合学生支援室の設置や学生支援オールインワンカルテシステムの稼働により、さらに相談・助言体制の強化を図っている。

**観点 3-3-②：特別な支援を行うことが必要と考えられる者（例えば、留学生、障害を持つ者等が考えられる。）への生活支援等が適切に把握されているか。**

### 【観点・指標に係る状況】

大学には、留学生のように金銭・宿舍・就労等について様々な問題を抱えている者や、身体に障害のある者など特別な生活支援を必要としている者たちがいる。

本学では38人の外国人留学生在籍し、単身用学生宿舍に12人、世帯用学生宿舍に9人、国際学生宿舍に16人が入居している。安価な寄宿料で、しかも留学生生活を充実しやすいよう大学キャンパスに極めて近い距離にある宿舍を提供することにより、経済的負担を軽減し、学業に専念できる居住環境を確保することに配慮している（別添資料 3-3-②-1 「学生宿舍及び国際学生宿舍入居状況」参照）。

学生宿舍では、身体に障害のある学生に対応した措置を施している。例えば、肢体障害者が利用しやすいユニットバスを設置し、玄関扉に取っ手を付け開閉の利便を図る一方で、聴覚障害者が非常時に何が起きたのか分別できるように簡易型屋内信号装置（アラートマスター）を設置するとともに、隣室の入居者にケア協力をお願いし、居室の近くには特別支援教育コースの学生を配置するなどの対応を進めてきた。一方、ここ数年において、卒業式・入学式・新入生オリエンテーション等の行事において、手話通訳者を雇用し、聴覚障害者に対し大学側の思いが伝わるような方策を実施している。雇用対象者の少なさや経費面などの問題もあるが、今後ともこの事業を継続し、全学生に様々な情報がまんべんなく伝わるように努力したい。

また、留学生にとって必要とされる様々な支援方策を実態調査によって明らかにするとともに、全学的な支援体制づくりの基礎資料とするための調査を幾たびか実施してきたところであり、平成10年度に「上越教育大学における留学生支援の在り方に関する調査研究」、平成14年度に「外国人留学生に関する調査報告書（今後の支援の在り方に向けて）」としてまとめられている。また、平成19年度には「外国人留学

生を対象とした修学・生活環境に関するアンケート」を実施し、外国人留学生のより良い修学・生活環境を提供するための基礎資料を得た。

**【分析結果とその根拠理由】**

留学生等の抱える悩み事を全面的に解消できる体制づくりは、いまだ十分とはいえないが、少なくとも、経済的な生活支援と、それを行えるような目配りのできる体制は整いつつある。

**観点 3-3-③：学生支援等に関する学生のニーズが適切に把握されているか。**

**【観点・指標に係る状況】**

新入生合宿研修、課外活動団体リーダーズ・トレーニング研修などの学生支援プログラムの終了時に学生に対し行ったアンケート調査に加え、学生の基本的な生活基盤である学生会館と学生宿舎の改善を目的に、平成16年度から毎年、全学規模でアンケート調査を行っている。その結果は「平成22年度学生会館に関するアンケート調査集計結果」「平成22年度単身用学生宿舎に関するアンケート調査集計結果」に詳しい（別添資料3-3-③-1「平成22年度学生会館に関するアンケート調査集計結果（抜粋）」、別添資料3-3-③-2「平成22年度単身用学生宿舎に関するアンケート調査集計結果（抜粋）」参照）。

**【分析結果とその根拠理由】**

学生支援サービスの充実について考える時、まず押さえるべきは、学生のニーズ把握であり、実態の調査である。学生のニーズ調査は毎年実施され、結果集約も行われているようになった。しかしながら、結果集約のみならず、その結果を受けた改善点の確認や学生にとっての恩恵あるいはメリット等についての検証は不十分であり、アンケート結果を活かした改善についての検証が今後の課題である。

**観点 3-3-④：学生の経済面の援助（例えば、奨学金（給付、貸与）、授業料免除等が考えられる。）が適切に行われているか。**

**【観点・指標に係る状況】**

学生の良好な勉学環境を保持する基盤ともいえる各家庭の経済力を補完するために、入学料及び授業料の免除、授業料徴収猶予並びに寄宿料の免除など種々の経済的支援を行っている。また、日本学生支援機構及び各地方公共団体で行っている奨学金貸与に係る斡旋や情報の積極的な提供に努めてきた。

平成22年度は、日本学生支援機構奨学金の第一種奨学金に学部生105人、大学院生114人、第二種奨学金に学部生174人、大学院生87人、併用貸与として学部生8人、大学院生2人が奨学金を受給している状況である。

また、上越教育大学創立30周年記念事業寄付金を財源として、平成21年度に「上越教育大学くびきの奨学金」制度を新たに設け、平成22年度においては、前期16人、後期16人に対し経済支援を行った。さらに、上越教育大学国際交流推進後援会では、平成19年度から、一人でも多くの外国人留学生に経済的な支援ができるよう奨学金受給者の人数枠を5人から10人に増員した。

平成23年度の入学料免除は、大学院は入学料収入予定額の4%、学部は0.5%の範囲内、授業料免除は、学部、大学院合わせて、授業料収入予定額の7.3%の範囲内（昨年は6.3%の範囲内）で免除することとした（H23.1.11第29回経営協議会）。

平成23年度の授業料減免措置として学部、大学院合わせて7.3%の免除枠を大学として確保するとともに

に、東日本大震災及び長野県北部の地震で被災した学生についても、入学料、授業料等の特別措置として減免を実施した。また、社会人経験を有し、長期履修学生制度に基づき教育職員免許取得プログラムを受講する大学院生を対象に、平成19年度から3年間、授業料免除措置を実施した（再チャレンジを希望する社会人に対する教員養成プログラム）（別添資料3-3-④-1「入学料、授業料、寄宿料の免除者数」、別添資料3-3-④-2「地震に伴う入学料、授業料、寄宿料の免除者数」参照）。

#### 【分析結果とその根拠理由】

本学では、「入学料等免除及び徴収猶予規程」及び「入学料及び授業料の免除等選考基準」に基づき、一人でも多くの学生に支援の機会を設けることを趣旨として半額免除を原則として選考しており、入学料免除は、大学院は入学料収入予定額の4%、学部は0.5%の範囲内、授業料免除は、学部、大学院合わせて、授業料収入予定額の7.3%の範囲内（昨年は6.3%の範囲内）で免除することとした（H23.1.11第29回経営協議会）。

その結果、昨年を上回る学生への経済的支援が実施できている。特に大学院では、入学者増に伴う免除可能額の増加が免除者の増加に繋がった。また、震災による被災者対策としての経済支援も結果的に充実した内容になっている。

以上により、学生の経済面の援助は適切に行われていると判断する。

## (2) 優れた点及び今後の検討課題

### 【優れた点】

個々の学生支援プログラムが着実に実施され、規模も拡大し、効果を挙げている。

### 【今後の検討課題】

今後は生活相談、就職支援などを含む総合的な学生支援に係る業務・機能を検証し、改善していくことが望まれる。

## 3 基準3の自己評価の概要

学士課程における学習を進める上での履修指導については、新入生に対しては新入生オリエンテーションを2日間にわたり実施している。また、その後は学士課程ではクラス担当教員、大学院修士課程では専門セミナー担当教員、大学院専門職学位課程ではアドバイザーが学習相談・助言を行っている。

更に、学生に対する学習相談や生活相談等については、全教員がオフィスアワーを設け、学生への適切な助言ができるよう制度化している。また、「学生なんでも相談窓口」を学生支援課内に設置し、あらゆる相談に対応する体制を整えている。

留学生の支援の面では、国際交流推進室の設置、留学生指導教員の配置、チューター制度の導入など、組織的な対応を行っている。

障害のある学生に対しては、ノートテイクや手話通訳による支援がなされている。また、社会人学生に対しては、修業年限を標準の2年から3年に延長する長期履修学生制度により、修学条件の緩和を図っている。

自主学習環境としては、ノート型パソコンの購入が義務化されており、無線LANによるネットワーク環境を利用できるよう整備を行っている。また、図書館や自習室などの環境も整っていることから、自主的学習環

境については十分に整備されている。

学生の心身に関わる健康相談については、保健管理センターが対応している。センターには医師免許を持った専任教員2名が配置され、2名の学外カウンセラーも定期的に来学している。また、それ以外にも2名のアドバイザー教員が置かれている。進路相談に関しては、プレイスメントプラザ（就職支援室）が対応しているが、ここでは事務系スタッフ4名に加えて6名のキャリアコーディネーターが常駐し、就職に関するあらゆる相談・質問に応じている。

学生への経済的支援については、入学料免除や授業料免除を実施するとともに、震災による被災者対策としての経済支援も行っている。奨学金については、日本学生支援機構等の各種団体の制度の活用を初めとし、本学独自の奨学金制度「上越教育大学くびきの奨学金」を立ち上げている。

修学、就職、及び生活に関する総合的な学生支援体制を構築・機能させることを目的として総合学生支援室を設置している。